

使用開始日 2026年3月7日

しんきんグローバル6資産ファンド (毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書 (請求目論見書)

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本文書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. この目論見書により行う「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月6日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年3月7日に生じています。
2. 本文書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書（請求目論見書）です。
3. 「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」の基準価額は、同ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様には帰属します。

発行者名	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 田中 賢治
本店の所在の場所	東京都中央区京橋3丁目8番1号
縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）（以下「当ファンド」といいます。「しんきん6資産」または「しんきん6資産（毎月）」と略して表記する場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ② 委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

(5) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

(※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。)

- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
<コールセンター>0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00~17:00）
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位

取得申込者は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

(7) 【申込期間】

2026年3月7日から2026年9月4日まで

（申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申し込みに係る取扱い等は、販売会社が行っています。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <https://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話からは03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9:00から17:00まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ② 毎営業日の午後 3 時30分までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- ③ ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- ④ 当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ⑤ 振替受益権について
ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託へ分散投資を行い、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式・債券・ 不動産投信))	年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「内 外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

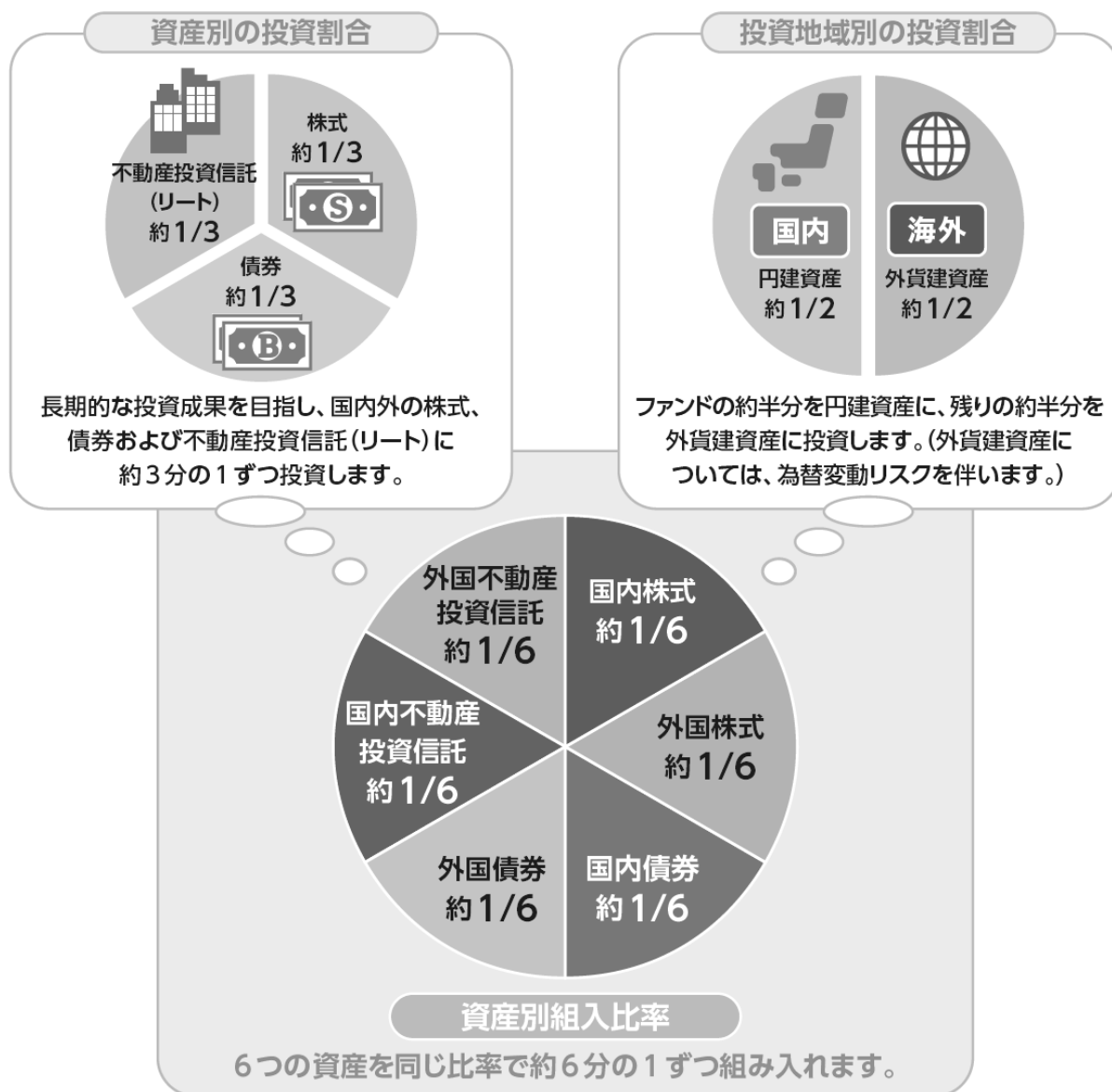
- 「その他資産（投資信託証券（株式・債券・不動産投信））」…目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式・債券・不動産投信に投資する旨の記載があるもの
- 「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- 「グローバル（日本を含む）」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

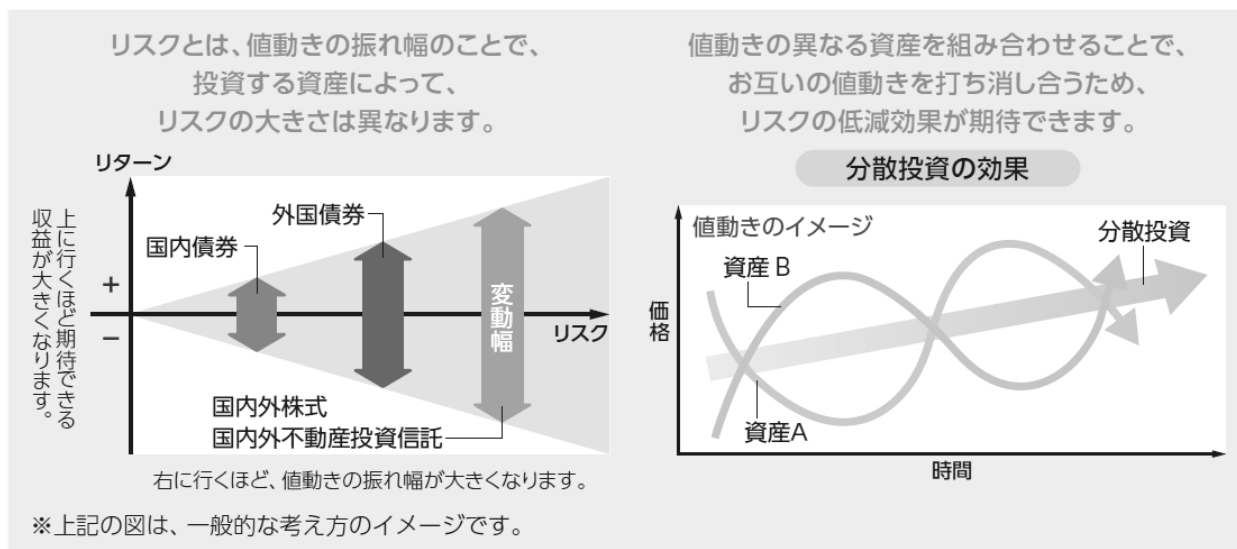
特色 1 6つの資産に分散投資します。

- ◆ 長期運用に適した6つの異なる資産（国内株式・外国株式・国内債券・外国債券・国内不動産投資信託・外国不動産投資信託）にバランスよく分散投資します。
- ◆ 配当金、利子および分配金収入が期待できる資産に投資して、安定した利子・配当等収益の獲得を目指します。



特色2 分散投資を通じてリスクを抑えた運用が期待できます。

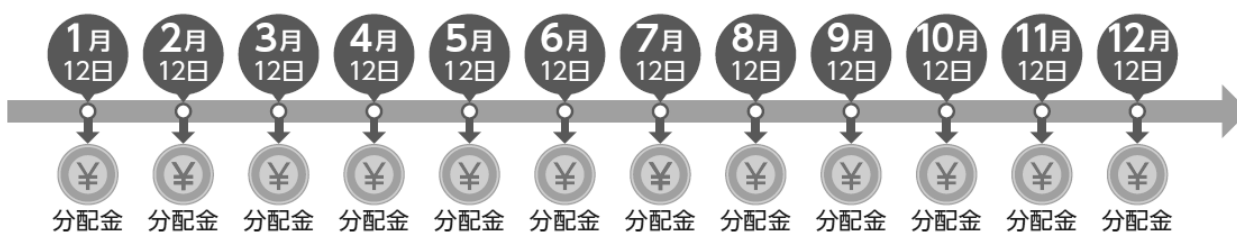
- ◆投資する資産はそれぞれ異なる値動きをする傾向があります。そのような資産を組み合わせることによって、どれか1つの資産に投資したときよりも、値動きが緩やかになる効果が期待できます。



特色3 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

- ◆毎月の決算時（12日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。
- ◆下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 分配金は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

追加的記載事項 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

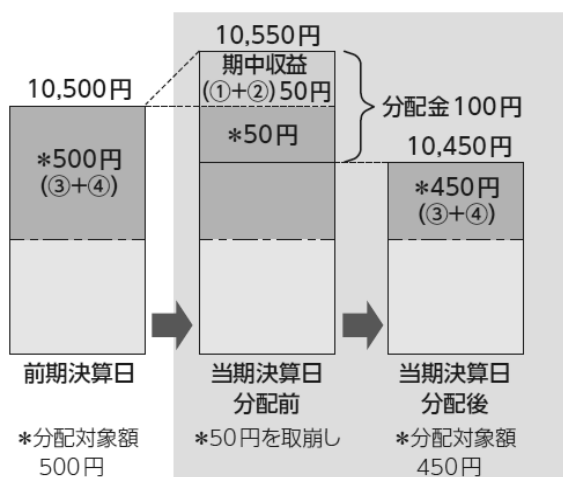
投資信託で分配金が支払われるイメージ



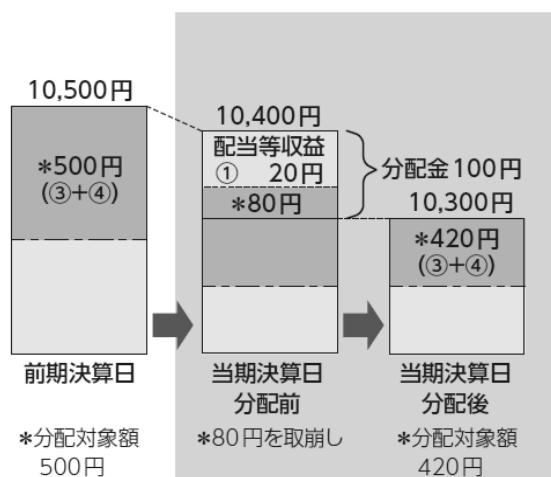
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



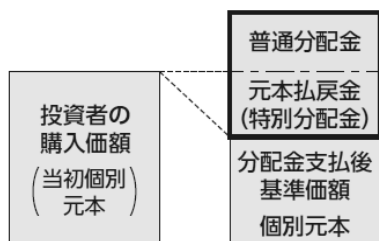
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

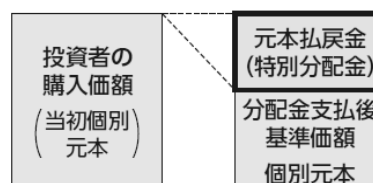
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

■ 投資する各資産について

株式



国内株式、外国株式（為替ヘッジなし）

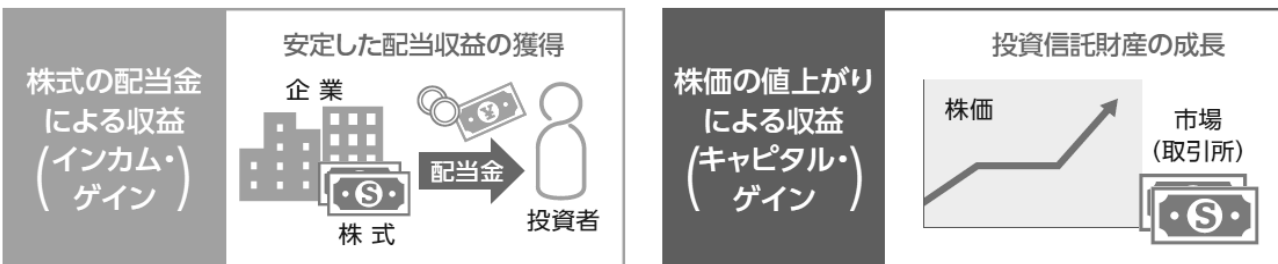
国内および外国の好配当株式に投資します。

◎好配当株式のポイント

- 予想配当利回り[※]が市場平均を上回ると判断できる銘柄に着目することから、安定的な配当金による収益（インカム・ゲイン）を期待することができます。
- 企業業績や事業内容等を分析して投資を行い、中長期的な株価の上昇による収益（キャピタル・ゲイン）を狙います。

※「予想配当利回り」とは、株式の重要な投資尺度のひとつであり、「1株当たりの予想配当金」を「株価」で割って求められます。

株式投資の2大要素



株式の投資対象国・地域

北米地域	欧州・中東地域				アジア・オセアニア地域
アメリカ	オーストリア	フランス	イタリア	スペイン	香港
カナダ	ベルギー	ドイツ	オランダ	スウェーデン	日本
	デンマーク	アイルランド	ノルウェー	スイス	シンガポール
	フィンランド	イスラエル	ポルトガル	イギリス	オーストラリア
					ニューージーランド

※ 2025年12月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。（組み入れていない場合もあります。）

※外国株式の主な投資対象国はMSCI-KOKUSAI（参考指標）の構成国です。

◆外国株式による運用は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

～シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて～

世界の投資対象市場を網羅するリサーチおよび資産運用能力を背景に、高品質な投資商品や金融サービスをお客様に提供する独立系グローバル資産運用会社「シュローダー・グループ」の英国法人です。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 投資プロセス



国内株式 (しんきん好配当利回り株マザーファンド)

process 1 経済環境分析
経済動向など株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定
予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる銘柄を選定します。
また、財務の健全性、業種分散などを踏まえ、全体のバランスを考慮し、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析
マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国株式 (しんきん世界好配当利回り株マザーファンド)

process 1 経済環境分析
経済動向など投資先の株式市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定
世界をいくつかの地域に分け、地域ごとの平均を上回る配当利回りが期待できる銘柄を選定します。
また、配当の質、時価総額、企業業績などを踏まえ、全体のバランスを考慮して実際に投資する銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析
マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

● 「MSCI-KOKUSAI」について

MSCI-KOKUSAI インデックスはMSCI インデックスの一つです。MSCI インデックスは、MSCI インクが算出する世界的な株価指数の名称で、世界中の投資のプロが指標として活用しています。MSCI インデックスは市場の動向を表す指数として、また投資評価のベンチマークとして幅広く利用されています。

ここに掲載される全ての「MSCI-KOKUSAI」の情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。この情報はMSCIの営業秘密であり、またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

債券











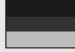




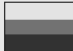














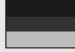




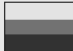














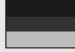




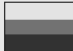



































国内債券、外国債券 (為替ヘッジなし)

国内の公社債および外国の高格付債券へ投資します。

◎債券のポイント



- わが国を含む、世界各国の債券に投資することから、利子収入によるインカム・ゲインを期待することができます。
- 高い信用力の債券に投資を行うことによって、信用リスクを抑えた効果的な債券分散投資を追求します。

債券の投資対象国

日本	 日本	 アメリカ																																								
	<p>※投資対象とする公社債は、組入れ時において信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。</p>	<p>※国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。</p>																																								
ユーロ参加国	<table border="0"> <tr> <td>オーストリア</td><td>ベルギー</td><td>キプロス</td><td>エストニア</td><td>フィンランド</td><td>フランス</td><td>ドイツ</td><td>ギリシャ</td><td>アイルランド</td><td>イタリア</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ラトビア</td><td>リトアニア</td><td>ルクセンブルク</td><td>マルタ</td><td>オランダ</td><td>ポルトガル</td><td>スロバキア</td><td>スロベニア</td><td>スペイン</td><td>クロアチア</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>※欧州経済通貨同盟 (EMU) 参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。EMUとは、統一通貨「ユーロ」を導入する欧州連合 (EU) 加盟国による共通の経済政策・通貨対策の実施を目指す同盟です。</p>		オーストリア	ベルギー	キプロス	エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイルランド	イタリア											ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ポルトガル	スロバキア	スロベニア	スペイン	クロアチア										
オーストリア	ベルギー	キプロス	エストニア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	アイルランド	イタリア																																	
																																										
ラトビア	リトアニア	ルクセンブルク	マルタ	オランダ	ポルトガル	スロバキア	スロベニア	スペイン	クロアチア																																	
																																										
その他	<table border="0"> <tr> <td>オーストラリア</td><td>カナダ</td><td>デンマーク</td><td>ニュージーランド</td><td>ノルウェー</td><td>シンガポール</td><td>スウェーデン</td><td>スイス</td><td>イギリス</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>※日本、米国、EMU参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。投資対象とする公社債は、組入れ時において、信用格付業者等からAA格以上の信用格付を取得しているものとします。上記以外の国に投資することがあります。</p>		オーストラリア	カナダ	デンマーク	ニュージーランド	ノルウェー	シンガポール	スウェーデン	スイス	イギリス																															
オーストラリア	カナダ	デンマーク	ニュージーランド	ノルウェー	シンガポール	スウェーデン	スイス	イギリス																																		
																																										

※2025年12月末現在の投資対象国であり、今後、変更される場合があります。実際の投資とは異なります。(組み入れていない場合もあります。)

信用格付のイメージ

信用格付業者		S&P	Moody's	R&I
信用格付	高い   低い	AAA	Aaa	AAA
		AA	Aa	AA
		A	A	A
		BBB	Baa	BBB
		BB	Ba	BB
		B	B	B
		CCC	Caa	CCC
		CC	Ca	CC
		C	C	C
		D		

(注) S&P：スタンダード＆プアーズ
 Moody's：ムーディーズ
 R & I：株式会社格付投資情報センター

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



国内債券 (しんきん国内債券マザーファンドⅡ)

process **1** 経済環境分析

経済動向など債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process **2** 組入銘柄の決定

金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、信用リスクなどを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process **3** ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国債券 (しんきん欧州ソブリン債マザーファンド) (しんきん米国ソブリン債マザーファンド) (しんきん高格付外国債券マザーファンド)

process **1** 経済環境分析

経済動向など投資先の債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process **2** 組入銘柄の決定

国別の金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、国別の金利環境などを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process **3** ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

不動産投資信託(リート)



国内リート、外国リート(為替ヘッジなし)

国内および外国の不動産投資信託(リート)へ投資します。

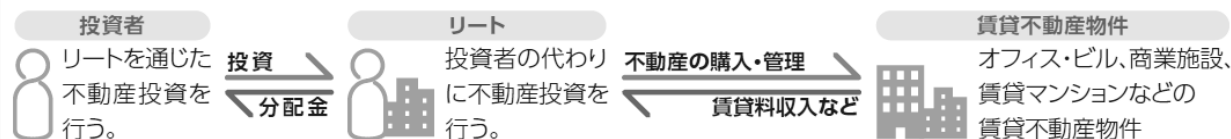
◎不動産投資信託(リート)のポイント

- 間接的に不動産へ投資した効果が得られます。
- リートは、不動産の賃貸料収入などから、投資者に分配を行う仕組みになっています。そのため、不動産からの収益を分配金として受取ることが可能です。
- リートは、債券や株式と異なった値動きをする傾向があり、分散投資の対象として有効な資産の一つと言えます。
- わが国を含む世界各国のリート市場に分散投資が可能です。

不動産投資信託とは

- 不動産投資信託とは、「不動産を証券化した金融商品」で、「Real Estate Investment Trust」の頭文字を取ってリート(REIT)と呼ばれます。
- リートは、「投資者から集めた資金によって、不動産の購入・管理運営を行い、それによって得た賃貸料収入などから投資者へ分配金を支払う」という商品で、少額の資金で不動産に分散投資した効果を得ることができます。

<リートの仕組み>



リートの投資対象国・地域

北米地域	欧州・中東地域	アジア・オセアニア地域
アメリカ カナダ	ベルギー イタリア イスラエル フランス オランダ スペイン ドイツ アイルランド イギリス	香港 日本 シンガポール 韓国 オーストラリア ニュージーランド

※ 2025年12月末現在の投資対象国・地域であり、実際の投資とは異なります。(組み入れていない場合もあります。)

※ 外国リートの投資対象国はS&P先進国REIT指数構成国です。指数構成国であっても、対象銘柄がない場合があります。

◆ 外国不動産投資信託による運用は、ブラックロック・ジャパン株式会社が行います。

～ブラックロック・ジャパンについて～

ブラックロック・ジャパン株式会社は、グローバルに資産運用ビジネスを展開するブラックロック・グループ(以下、「ブラックロック」といいます。)の一員です。ブラックロックは、世界約30か国に拠点を擁し、約2,200兆円(2025年12月末現在)を運用する世界有数の資産運用グループです。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資プロセス



国内リート (しんきんJリートマザーファンドⅡ)

process 1 経済環境分析

経済動向などJ-REIT市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

財務分析や流動性、価格の分析を踏まえ、実際に組み入れる銘柄を決定します。

process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。



外国リート (しんきんグローバルリートマザーファンド)

process 1 ポートフォリオ構築

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S&P先進国REIT指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

process 2 ポートフォリオのリスク分析

S&P先進国REIT指数の動きとマザーファンドの基準価額の値動きの乖離およびその要因等を管理・分析します。

● 「S&P先進国REIT指数」について

「S&P先進国REIT指数」とは、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

当指数は、Standard&Poor's Dow Jones Indices LLCの商品であり、当ファンドに対して利用許諾が与えられています。Standard&Poor's®およびS&P®(以下「S&P」といいます。)は、Standard&Poor's Financial Services LLCの登録商標であり、S&Pは、当ファンドを推奨・支持・販売・促進等するものではありません。S&Pは、S&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、また、S&Pが公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

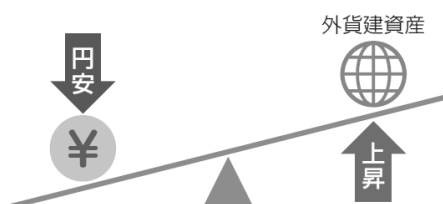
■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ半分を外貨建資産に投資します。

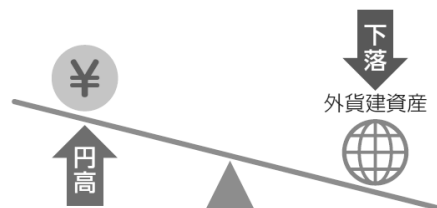
- 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引（いわゆる為替ヘッジ）は行いません。

為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると外貨建資産の価値は円ベースで上昇します。

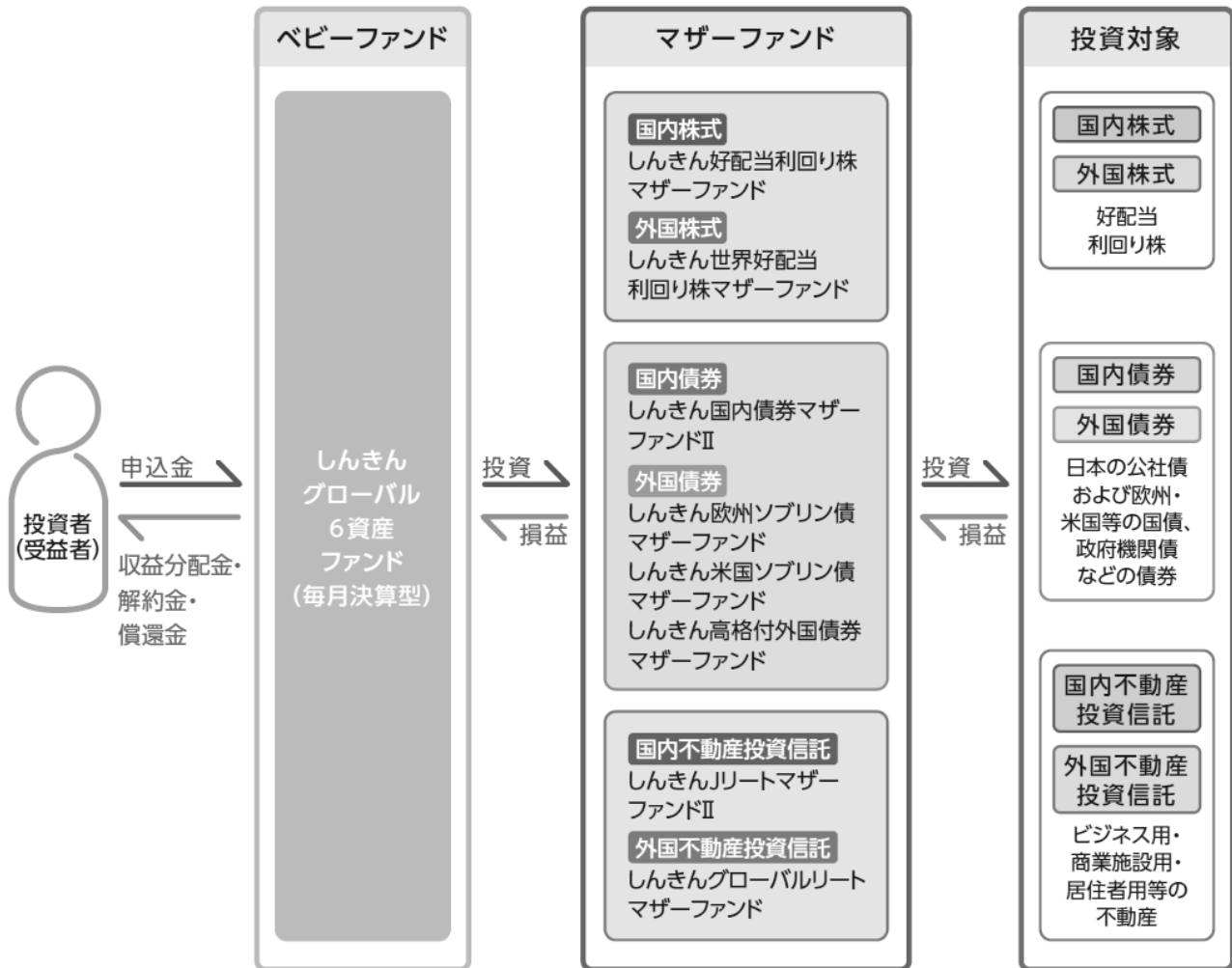


円高になると外貨建資産の価値は円ベースで下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）（ベビーファンド）にまとめられ、上記の各マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

※「しんきんグローバルリートマザーファンド」の運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

国内外の株式、債券、不動産投資信託への投資はマザーファンドを通じて行います。（しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）が株式に直接投資したり、外貨建資産に直接投資することはありません。）

④ 信託金の限度額

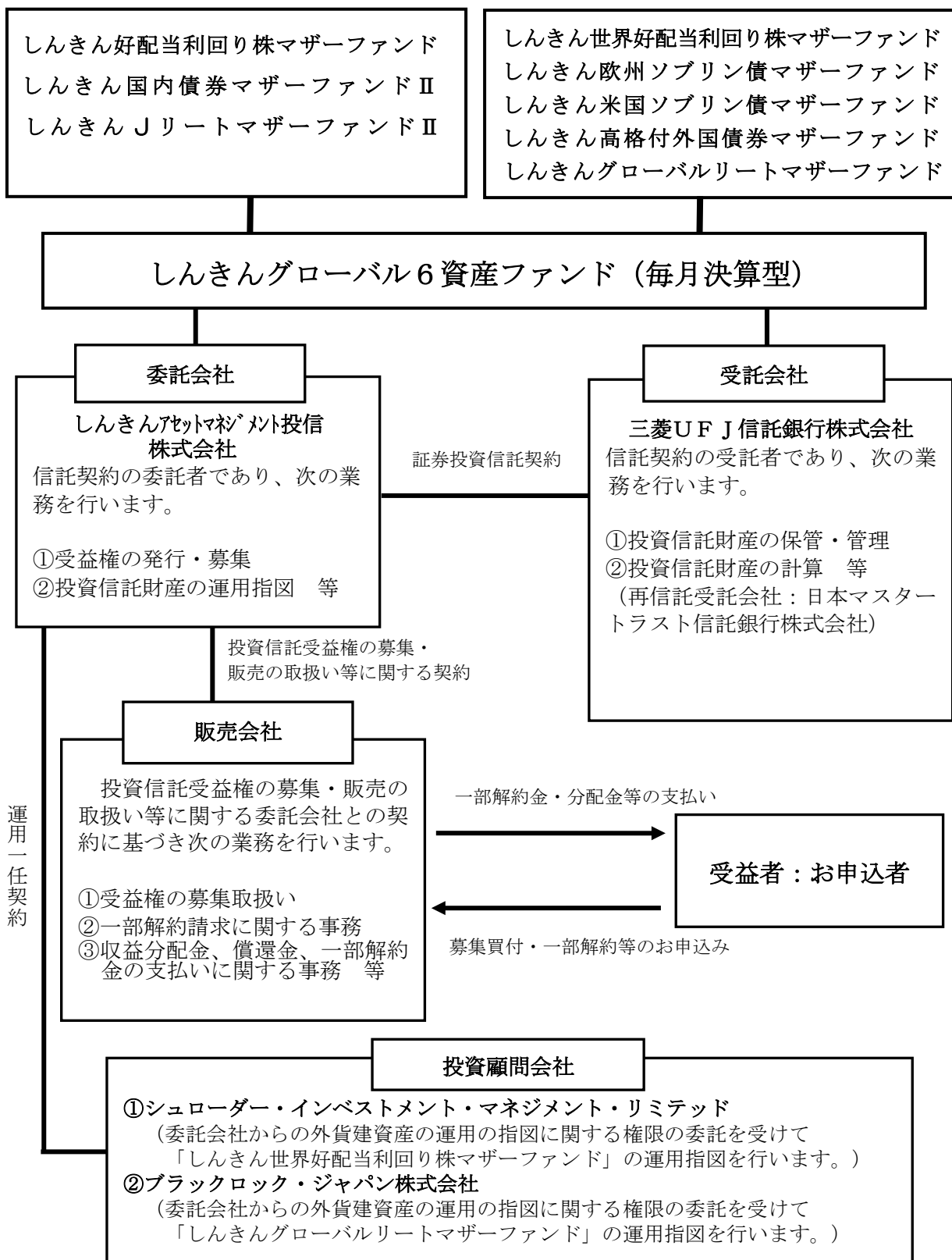
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年6月15日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



<委託会社の概況>（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立
 1991年3月 投資顧問業の登録
 1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可
 1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
 1998年12月 証券投資信託委託業の認可
 2007年9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
 2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券、しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券、しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券、しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券、しんきんJリートマザーファンドⅡ受益証券およびしんきんグローバルリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1) 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

2) 各マザーファンド受益証券への資金配分は、原則として、6つの資産の割合が、投資信託財産の純資産総額に対して、おおむね1/6ずつになるよう、それぞれ以下に定める範囲内で投資します。

<国内株式>……………16%（±10%）

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券

<外国株式>……………16%（±10%）

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券

<国内債券>……………16%（±10%）

しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券

<外国債券>……………16%（±10%）

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券
 しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券
 しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券
 <国内不動産投信>……………16% (±10%)
 しんきんJリートマザーファンドⅡ受益証券
 <外国不動産投信>……………16% (±10%)
 しんきんグローバルリートマザーファンド受益証券

- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 4) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドⅡ」および「しんきんグローバルリートマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図を行うことができます。

<参考>親投資信託（マザーファンド）に関する情報

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の概要

（1）投資方針

① 投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- 3) 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- 4) 株式以外の資産の組入比率は、通常の場合50%以下とします。
- 5) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引を行うことができます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号

で定めるものをいいます。)

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。)
 - 14) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。)
 - 15) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 - 16) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。)
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 18) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、1)、12) および16) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および12) ならびに16) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきん好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありませぬ。

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- 2) 運用指図に関する権限は、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- 3) 株式の銘柄選定にあたっては、銘柄ごとの配当利回り・増配期待・流動性に着目しつつ、企業のファンダメンタルズ分析も勘案して行います。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 6) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ます。)

- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資

産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

我が国の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。
- 2) 投資対象とする公社債は、組入段階においていずれかの指定格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を得ている銘柄とします。
- 3) 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組み入れることがあります。
- 4) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築をはかります。
- 5) 公社債の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 6) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- 8) 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。)のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型ものは除きます。)のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、1)から5)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。)
- 11) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8)から9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)」が「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」(親投資信託)の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

- ※「ダイワ・ボンド・インデックス」とは、日本における確定利付債券市場のパフォーマンスを測定するように設計された指数で、株式会社大和総研が計算、公表しています。
算出対象範囲が広く、日本の債券市場全体の動きを代表しています。債券価格の変動に加えて、日々のクーポン収入も加味されて算出されます。
- ※ダイワ・ボンド・インデックスに関する著作権等知的財産権は大和証券株式会社および株式会社大和総研に帰属いたします。なお、大和証券株式会社および株式会社大和総研は、当ファンドの運用とは何ら関係はありません。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) FTSE EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- 2) FTSE米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- 3) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

上記マザーファンドの主な投資戦略については、以下のとおりです。

① 金利リスクのコントロール

- 1) 金利水準の方向性について予想し、債券の「デュレーション」を長期化・短期化します。具体的には、マザーファンドのデュレーションをベンチマークとなるインデックスのデュレーションから±1年程度の範囲でコントロールします。
- 2) 「イールドカーブ」の変化に対する見通しを立て、相対的にパフォーマンスの良くなると予想した年限に資金配分します。

(注1) デュレーションとは、金利が変動した時に債券の価値が、どの程度変化するのかを表す指標です。

(注2) イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線です。このイールドカーブが右上がりの場合を順イールド、右下がりの場合を逆イールドといいます。

② 国別配分（主として「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」について）

債券価格は、金利によって上下する性質があります。投資対象とするソブリン債等の金利環境は、国によって様々であるといえます。マザーファンドでは、相対的に金利低下が期待できる国への投資配分をベンチマーク比で多くすることによって、金利低下時の値上がり益を、より享受することを目指します。

(2) 投資対象（「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。）

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、1)から5)までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとします。）
- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1)から5)までの証券および7)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性

質を有するものを以下「公社債」といい、8)または9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限 「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」に共通です。

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」および「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合の信託財産留保額はありませぬ。

※「FTSE EMU国債インデックス」と「FTSE米国国債インデックス」は「FTSE世界国債インデックス」のサブ・インデックスです。

※「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCが開発した債券インデックスで1984年12月末を100とする世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

※上記の指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産です。同社は各指数の算出、公表、利用に関する一切の権利を有しております。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

日本、米国、欧州経済通貨同盟（EMU）参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 投資対象とする公社債は、組入時において、信用格付業者であるムーディーズ社またはスタンダード&プアーズ社のいずれかからAA格以上の信用格付を取得しているものとします。
- 2) 国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し決定します。
- 3) 各国のマクロ経済等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、債券ポートフォリオの構築を図ります。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のものは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、1）から5）までの証券の

性質を有するものとします。)

- 11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1) から5) までの証券および7) の証券または証書のうち1) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8) から9) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきん高格付外国債券マザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.10%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「しんきん」リートマザーファンドⅡ」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

1) 我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

2) 運用にあたっては、「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

3) 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

イ) 財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

ロ) 収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

ハ) 流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

4) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1) 有価証券

2) 金銭債権

3) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として我が国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券のほか、次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパー

2) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4) 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- ③ 株式への投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。

(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきんJリートマザーファンドⅡ」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※東証REIT指数は、東京証券取引所に上場されている不動産投資信託（REIT）全銘柄を対象とした時価総額加重平均型の指数で、2003年3月31日の時価総額を基準として（株）JPX総研またはその関連会社が算出・公表しています。

※東証REIT指数は、銘柄数の増減など市況動向によらない時価総額の増減や増資などが発生する場合は、連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正されます。

※東証REIT指数（配当込み）の算出は、配当金落ち、有償減資の場合も基準時価総額の修正が行われます。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の概要

(1) 投資方針

① 投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- 1) 日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。
- 3) 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とされる資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形

② 投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3) 投資信託または外国投資信託の受益証券
- 4) 投資証券もしくは投資法人証券または外国投資証券
- 5) 新投資口予約権証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券へS & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ③ 株式への投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

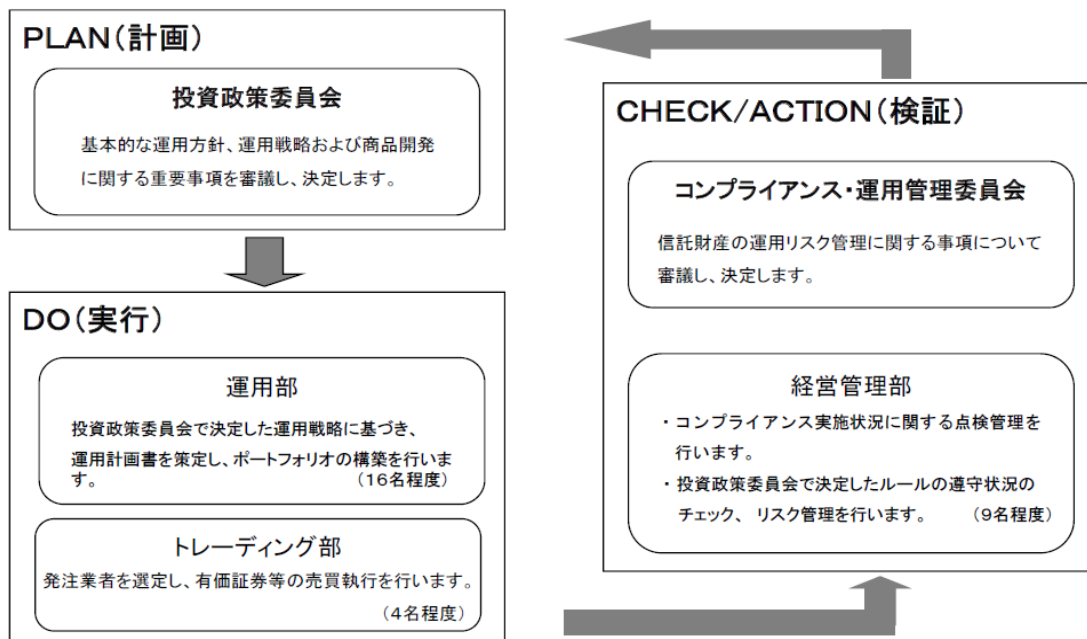
(4) その他

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が「しんきんグローバルリートマザーファンド」（親投資信託）の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※S & P先進国REIT指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、スタンダード&プアーズ（以下「S & P」といいます。）が有するS & Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から不動産投資信託（REIT）および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

(3) 【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎月12日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等とします。
- ② 分配金は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。
- ③ 留保益は、投資信託約款の運用の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

④ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1) ⑤の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。

ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

ハ) 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

2) ⑤の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入る有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入る有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 不動産投資信託のリスク

不動産投資信託は、不動産を実質的な投資対象としているために、他の金融商品と異なり、火災・自然災害や不動産に係る法制度の変更などの影響を受けて投資先の不動産の価値が変動する場合があります。当ファンドが投資する不動産投資信託の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

⑥ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑦ カントリーリスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

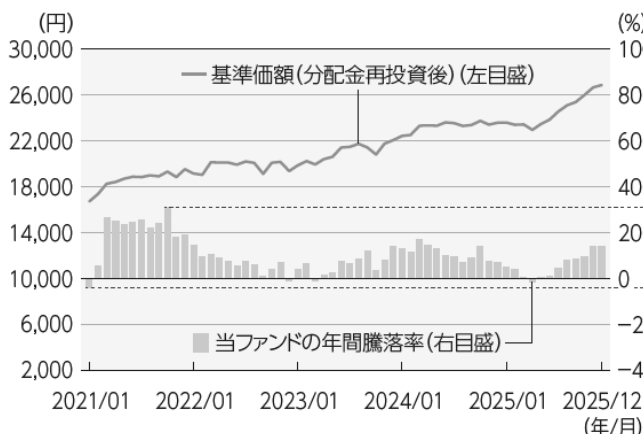
(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

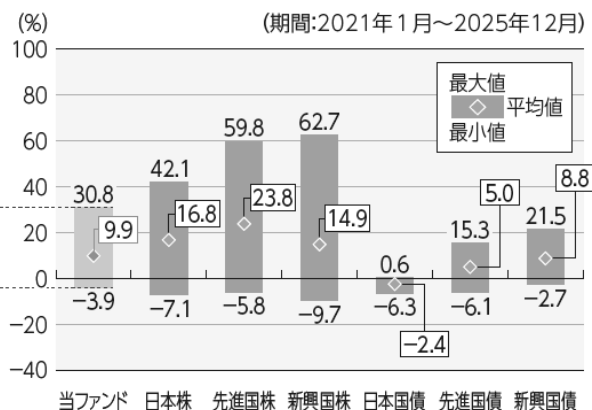
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および
基準価額(分配金再投資後)の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。
 ※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセット
 マネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2021年1月から2025年12月の5年間の各月末
 における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラス
 を定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進 国の株式を対象として算出した指数で、配当 を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式 を対象として算出した指数で、配当を考慮した ものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサル ティング株式会社が発表している日本の国債 市場の動向を的確に表すために開発された 投資収益指数です。	野村フィデューシャ リー・リサーチ& コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表 している、新興国が発行する現地通貨建国債 を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容に
 ついて、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して
 資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何ら
 の責任も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料は、購入金額に応じて購入価額に2.2%（税抜2.0%）を上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
（※購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。）
- ② 収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。
- ③ 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が課されます。
- ④ 申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

※販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
 <コールセンター>0120-781812
 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
 <ホームページ><https://www.skam.co.jp>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率 1.155% (税抜 1.05%)

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

支払先	配分 (税抜) および役務の内容	
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.48%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率0.07%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※委託会社の運用管理費用（信託報酬）には、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ支払う投資顧問報酬（当ファンドに係るしんきん世界好配当利回り株マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.50%（税抜））およびブラックロック・ジャパン株式会社へ支払う投資顧問報酬（当ファンドに係るしんきんグローバルリートマザーファンドの純資産総額に対して、

年率0.50%（税抜）が含まれています。

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産に係る監査費用は、当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0066%（税抜0.006%）以内を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。
- ⑥ 上場不動産投資信託は、市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示していません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- ① 個別元本について
 - 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- ② 収益分配金について
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記<個別元本および収益分配金の区分の具体例>をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	--

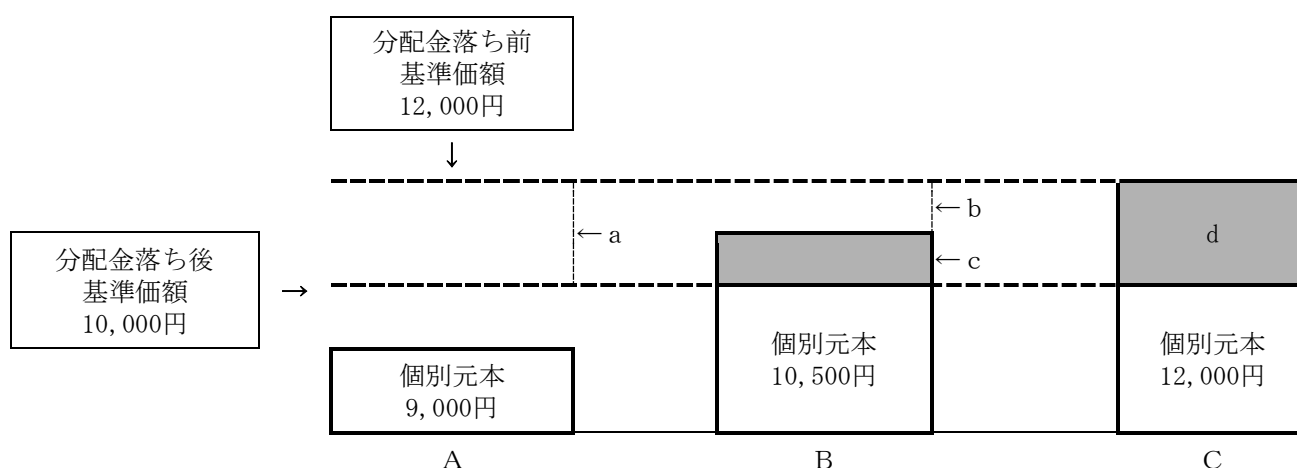
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金(特別分配金)」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

※取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.23%	1.16%	0.07%

※対象期間は2025年6月13日から2025年12月12日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は2025年12月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	20,179,238,340	99.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	13,459,529	0.07
合計（純資産総額）		20,192,697,869	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	しんきん世界好配当利回り株マザー ファンド	599,116,199	5.6887	3,408,192,321	5.7607	3,451,328,687	17.09
2	日本	親投資信託 受益証券	しんきん好配当利回り株マザーフ ァンド	604,976,090	5.6556	3,421,502,774	5.6977	3,446,972,267	17.07
3	日本	親投資信託 受益証券	しんきんJリートマザーファンド II	1,010,716,458	3.3246	3,360,227,936	3.3855	3,421,780,568	16.95
4	日本	親投資信託 受益証券	しんきんグローバルリートマザー ファンド	1,068,771,570	3.1303	3,345,575,645	3.1896	3,408,953,799	16.88
5	日本	親投資信託 受益証券	しんきん国内債券マザーファンド II	2,531,960,922	1.1811	2,990,499,044	1.1742	2,973,028,514	14.72
6	日本	親投資信託 受益証券	しんきん高格付外国債券マザーフ ァンド	652,546,739	1.7942	1,170,799,359	1.8193	1,187,178,282	5.88
7	日本	親投資信託 受益証券	しんきん欧州ソブリン債マザーフ ァンド	557,092,574	2.0800	1,158,752,553	2.1056	1,173,014,123	5.81
8	日本	親投資信託 受益証券	しんきん米国ソブリン債マザーフ ァンド	454,020,852	2.4373	1,106,585,022	2.4602	1,116,982,100	5.53

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.93
合計	99.93

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 20 特定期間末 (2016 年 6 月 13 日)	15,700,557,630	15,740,093,953	7,942	7,962
第 21 特定期間末 (2016 年 12 月 12 日)	15,879,855,392	15,917,855,951	8,358	8,378
第 22 特定期間末 (2017 年 6 月 12 日)	14,908,717,945	14,944,638,618	8,301	8,321
第 23 特定期間末 (2017 年 12 月 12 日)	15,158,544,636	15,193,445,726	8,687	8,707
第 24 特定期間末 (2018 年 6 月 12 日)	14,968,574,870	15,003,681,776	8,527	8,547
第 25 特定期間末 (2018 年 12 月 12 日)	15,125,681,679	15,162,483,521	8,220	8,240
第 26 特定期間末 (2019 年 6 月 12 日)	16,016,761,314	16,055,347,625	8,302	8,322
第 27 特定期間末 (2019 年 12 月 12 日)	16,939,125,464	16,978,154,456	8,680	8,700
第 28 特定期間末 (2020 年 6 月 12 日)	15,002,067,870	15,041,912,381	7,530	7,550
第 29 特定期間末 (2020 年 12 月 14 日)	15,165,916,501	15,204,279,473	7,907	7,927
第 30 特定期間末 (2021 年 6 月 14 日)	16,643,385,616	16,679,695,202	9,167	9,187
第 31 特定期間末 (2021 年 12 月 13 日)	16,355,725,905	16,391,764,573	9,077	9,097
第 32 特定期間末 (2022 年 6 月 13 日)	17,540,901,706	17,578,339,252	9,371	9,391
第 33 特定期間末 (2022 年 12 月 12 日)	18,622,266,310	18,662,652,648	9,222	9,242
第 34 特定期間末 (2023 年 6 月 12 日)	19,968,263,413	20,010,134,527	9,538	9,558
第 35 特定期間末 (2023 年 12 月 12 日)	20,118,165,099	20,159,215,227	9,802	9,822
第 36 特定期間末 (2024 年 6 月 12 日)	20,240,520,946	20,279,606,513	10,357	10,377
第 37 特定期間末 (2024 年 12 月 12 日)	19,668,532,908	19,706,652,550	10,319	10,339
第 38 特定期間末 (2025 年 6 月 12 日)	18,977,943,474	19,014,789,243	10,301	10,321
第 39 特定期間末 (2025 年 12 月 12 日)	20,128,698,931	20,163,872,637	11,445	11,465
2024 年 12 月末日	19,675,954,820	—	10,380	—
2025 年 1 月末日	19,401,588,866	—	10,368	—
2 月末日	19,062,684,989	—	10,261	—
3 月末日	19,002,150,398	—	10,255	—
4 月末日	18,502,405,559	—	10,027	—
5 月末日	18,875,261,374	—	10,232	—
6 月末日	19,094,220,085	—	10,381	—
7 月末日	19,512,849,005	—	10,663	—
8 月末日	19,814,270,532	—	10,880	—
9 月末日	19,824,091,894	—	10,983	—
10 月末日	20,004,673,226	—	11,224	—
11 月末日	20,305,349,335	—	11,495	—
12 月末日	20,192,697,869	—	11,563	—

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第20 特定期間	2015年12月15日～2016年6月13日	120
第21 特定期間	2016年6月14日～2016年12月12日	120
第22 特定期間	2016年12月13日～2017年6月12日	120
第23 特定期間	2017年6月13日～2017年12月12日	120
第24 特定期間	2017年12月13日～2018年6月12日	120
第25 特定期間	2018年6月13日～2018年12月12日	120
第26 特定期間	2018年12月13日～2019年6月12日	120
第27 特定期間	2019年6月13日～2019年12月12日	120
第28 特定期間	2019年12月13日～2020年6月12日	120
第29 特定期間	2020年6月13日～2020年12月14日	120
第30 特定期間	2020年12月15日～2021年6月14日	120
第31 特定期間	2021年6月15日～2021年12月13日	120
第32 特定期間	2021年12月14日～2022年6月13日	120
第33 特定期間	2022年6月14日～2022年12月12日	120
第34 特定期間	2022年12月13日～2023年6月12日	120
第35 特定期間	2023年6月13日～2023年12月12日	120
第36 特定期間	2023年12月13日～2024年6月12日	120
第37 特定期間	2024年6月13日～2024年12月12日	120
第38 特定期間	2024年12月13日～2025年6月12日	120
第39 特定期間	2025年6月13日～2025年12月12日	120

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第20 特定期間	2015年12月15日～2016年6月13日	△3.41
第21 特定期間	2016年6月14日～2016年12月12日	6.75
第22 特定期間	2016年12月13日～2017年6月12日	0.75
第23 特定期間	2017年6月13日～2017年12月12日	6.10
第24 特定期間	2017年12月13日～2018年6月12日	△0.46
第25 特定期間	2018年6月13日～2018年12月12日	△2.19
第26 特定期間	2018年12月13日～2019年6月12日	2.46
第27 特定期間	2019年6月13日～2019年12月12日	6.00
第28 特定期間	2019年12月13日～2020年6月12日	△11.87
第29 特定期間	2020年6月13日～2020年12月14日	6.60
第30 特定期間	2020年12月15日～2021年6月14日	17.45
第31 特定期間	2021年6月15日～2021年12月13日	0.33
第32 特定期間	2021年12月14日～2022年6月13日	4.56
第33 特定期間	2022年6月14日～2022年12月12日	△0.31
第34 特定期間	2022年12月13日～2023年6月12日	4.73
第35 特定期間	2023年6月13日～2023年12月12日	4.03

第 36 特定期間	2023 年 12 月 13 日～2024 年 6 月 12 日	6.89
第 37 特定期間	2024 年 6 月 13 日～2024 年 12 月 12 日	0.79
第 38 特定期間	2024 年 12 月 13 日～2025 年 6 月 12 日	0.99
第 39 特定期間	2025 年 6 月 13 日～2025 年 12 月 12 日	12.27

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 20 特定期間	2015 年 12 月 15 日～2016 年 6 月 13 日	356,166,998	1,000,943,650
第 21 特定期間	2016 年 6 月 14 日～2016 年 12 月 12 日	430,843,816	1,198,726,037
第 22 特定期間	2016 年 12 月 13 日～2017 年 6 月 12 日	589,692,327	1,629,635,179
第 23 特定期間	2017 年 6 月 13 日～2017 年 12 月 12 日	1,072,242,232	1,582,033,898
第 24 特定期間	2017 年 12 月 13 日～2018 年 6 月 12 日	1,175,205,704	1,072,297,653
第 25 特定期間	2018 年 6 月 13 日～2018 年 12 月 12 日	2,059,118,409	1,211,650,434
第 26 特定期間	2018 年 12 月 13 日～2019 年 6 月 12 日	1,923,135,613	1,030,900,988
第 27 特定期間	2019 年 6 月 13 日～2019 年 12 月 12 日	1,857,546,311	1,636,206,110
第 28 特定期間	2019 年 12 月 13 日～2020 年 6 月 12 日	1,493,614,527	1,085,854,750
第 29 特定期間	2020 年 6 月 13 日～2020 年 12 月 14 日	1,059,080,573	1,799,850,052
第 30 特定期間	2020 年 12 月 15 日～2021 年 6 月 14 日	919,560,923	1,946,254,133
第 31 特定期間	2021 年 6 月 15 日～2021 年 12 月 13 日	1,239,524,226	1,374,983,331
第 32 特定期間	2021 年 12 月 14 日～2022 年 6 月 13 日	1,510,805,650	811,366,352
第 33 特定期間	2022 年 6 月 14 日～2022 年 12 月 12 日	2,222,236,476	747,840,790
第 34 特定期間	2022 年 12 月 13 日～2023 年 6 月 12 日	1,974,260,220	1,231,871,857
第 35 特定期間	2023 年 6 月 13 日～2023 年 12 月 12 日	1,474,799,895	1,885,293,293
第 36 特定期間	2023 年 12 月 13 日～2024 年 6 月 12 日	653,817,183	1,636,097,379
第 37 特定期間	2024 年 6 月 13 日～2024 年 12 月 12 日	621,186,271	1,104,148,718
第 38 特定期間	2024 年 12 月 13 日～2025 年 6 月 12 日	434,053,157	1,070,989,797
第 39 特定期間	2025 年 6 月 13 日～2025 年 12 月 12 日	411,291,529	1,247,323,011

(参考)

しんきん好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	41,986,239,470	99.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	284,110,866	0.67
合計(純資産総額)		42,270,350,336	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井物産	卸売業	116,600	2,974.84	346,866,344	4,643.00	541,373,800	1.28
2	日本	株式	S C R E E Nホールディングス	電気機器	35,400	10,960.54	388,003,116	15,240.00	539,496,000	1.28
3	日本	株式	住友商事	卸売業	99,000	3,629.16	359,286,840	5,412.00	535,788,000	1.27
4	日本	株式	インフロンシア・ホールディングス	建設業	248,200	1,220.38	302,898,316	2,138.00	530,651,600	1.26
5	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	405,900	945.51	383,782,509	1,301.00	528,075,900	1.25
6	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	108,000	4,532.74	489,536,775	4,835.00	522,180,000	1.24
7	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	263,000	1,459.86	383,945,347	1,975.00	519,425,000	1.23
8	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	108,500	3,977.38	431,546,760	4,777.00	518,304,500	1.23
9	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	154,100	2,752.61	424,178,248	3,356.00	517,159,600	1.22
10	日本	株式	太陽ホールディングス	化学	108,600	2,128.37	231,140,982	4,762.00	517,153,200	1.22
11	日本	株式	日本郵政	サービス業	312,900	1,528.17	478,165,721	1,650.50	516,441,450	1.22
12	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	246,700	1,485.68	366,517,256	2,093.00	516,343,100	1.22
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	90,300	4,246.60	383,467,980	5,700.00	514,710,000	1.22
14	日本	株式	大林組	建設業	157,100	2,103.70	330,491,270	3,269.00	513,559,900	1.21
15	日本	株式	マックス	機械	74,200	4,490.81	333,218,102	6,910.00	512,722,000	1.21
16	日本	株式	E N E O Sホールディングス	石油・石炭製品	462,600	821.55	380,049,030	1,107.00	512,098,200	1.21
17	日本	株式	明治ホールディングス	食料品	146,700	3,314.31	486,209,748	3,485.00	511,249,500	1.21
18	日本	株式	中部電力	電気・ガス業	211,800	1,741.16	368,777,688	2,412.00	510,861,600	1.21
19	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	101,200	3,945.63	399,297,756	5,041.00	510,149,200	1.21
20	日本	株式	日本精工	機械	522,100	679.74	354,892,254	975.80	509,465,180	1.21
21	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	140,900	3,235.84	455,929,899	3,615.00	509,353,500	1.20
22	日本	株式	ツムラ	医薬品	124,800	4,117.77	513,898,760	4,077.00	508,809,600	1.20

23	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	14,800	21,530.71	318,654,508	34,320.00	507,936,000	1.20
24	日本	株式	ヤマダホールディングス	小売業	974,000	440.09	428,650,924	519.50	505,993,000	1.20
25	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	207,200	1,981.78	410,624,816	2,439.50	505,464,400	1.20
26	日本	株式	日東工業	電気機器	122,700	3,383.49	415,154,850	4,115.00	504,910,500	1.19
27	日本	株式	日清紡ホールディングス	電気機器	385,000	952.77	366,816,450	1,311.00	504,735,000	1.19
28	日本	株式	アイシン	輸送用機器	172,500	1,832.51	316,108,889	2,926.00	504,735,000	1.19
29	日本	株式	丸一鋼管	鉄鋼	347,000	1,194.40	414,456,800	1,451.00	503,497,000	1.19
30	日本	株式	三菱電機	電気機器	109,700	2,878.00	315,716,600	4,585.00	502,974,500	1.19

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.14
		建設業	3.63
		食料品	3.54
		化学	5.82
		医薬品	4.83
		石油・石炭製品	2.40
		ゴム製品	2.16
		ガラス・土石製品	1.14
		鉄鋼	2.31
		非鉄金属	2.11
		金属製品	2.35
		機械	5.72
		電気機器	11.81
		輸送用機器	8.19
		精密機器	1.12
		その他製品	1.09
		電気・ガス業	2.38
		陸運業	3.47
		空運業	1.16
		倉庫・運輸関連業	1.17
		情報・通信業	2.32
		卸売業	4.86
		小売業	4.70
		銀行業	7.03
証券、商品先物取引業	2.41		
保険業	3.54		
不動産業	2.30		
サービス業	4.62		

合計	99.33
----	-------

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	12,995,136,025	37.42
	ドイツ	5,194,337,590	14.96
	イタリア	887,202,681	2.55
	フランス	4,714,791,484	13.58
	オランダ	791,830,289	2.28
	スペイン	1,066,173,465	3.07
	イギリス	6,565,214,152	18.91
	スイス	1,476,797,790	4.25
	小計	33,691,483,476	97.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,033,065,684	2.98
合計(純資産総額)		34,724,549,160	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	イギリス	株式	GSK PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	337,633	2,936.76	991,548,001	3,854.36	1,301,362,135	3.75
2	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	銀行	287,654	2,313.04	665,356,416	3,816.31	1,097,777,268	3.16
3	スペイン	株式	REPSOL SA	エネルギー	363,891	2,121.63	772,045,083	2,929.92	1,066,173,465	3.07
4	ドイツ	株式	CONTINENTAL AG	自動車・自動車部品	85,546	10,049.67	859,709,207	12,416.46	1,062,179,240	3.06
5	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	5,062,177	148.00	749,207,258	206.14	1,043,538,680	3.01
6	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	265,684	3,547.64	942,553,736	3,914.00	1,039,887,176	2.99
7	スイス	株式	SWATCH GROUP AG	耐久消費財・アパレル	28,793	27,728.38	798,383,360	33,380.79	961,133,374	2.77
8	アメリカ	株式	MOLSON COORS BEVERAGE CO	食品・飲料・タバコ	128,373	8,344.64	1,071,227,497	7,297.26	936,771,363	2.70
9	アメリカ	株式	APTIV PLC	自動車・自動車部品	76,142	9,971.30	759,235,212	12,022.24	915,397,581	2.64

10	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	107,404	7,256.55	779,383,141	8,471.46	909,868,862	2.62
11	アメリカ	株式	HALLIBURTON COMPANY	エネルギ ー	204,895	3,350.38	686,476,930	4,407.16	903,005,868	2.60
12	イタリア	株式	ENI SPA	エネルギ ー	301,272	2,423.93	730,265,101	2,944.85	887,202,681	2.55
13	イギリス	株式	BT GROUP PLC	電気通信 サービス	2,213,160	353.08	781,440,459	386.70	855,841,078	2.46
14	アメリカ	株式	LEAR CORP	自動車・ 自動車部 品	46,777	14,376.90	672,508,476	18,232.97	852,883,993	2.46
15	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	133,229	6,830.71	910,049,036	6,337.54	844,345,289	2.43
16	アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	資本財	70,873	10,243.72	726,003,225	11,763.91	833,744,189	2.40
17	ドイツ	株式	PUMA SE	耐久消費 財・アパ レル	204,894	4,064.47	832,786,848	4,051.57	830,143,080	2.39
18	アメリカ	株式	KRAFT HEINZ CO/THE	食品・飲 料・タバ コ	218,568	4,286.61	936,916,386	3,796.57	829,810,897	2.39
19	フランス	株式	SANOFI	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	53,981	16,744.53	903,886,862	15,159.29	818,314,130	2.36
20	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	家庭用品・パー ソナル用品	63,130	12,724.29	803,285,053	12,844.11	810,848,942	2.34
21	フランス	株式	SOCIETE GENERALE	銀行	64,353	8,757.51	563,572,575	12,527.06	806,154,330	2.32
22	イギリス	株式	ITV PLC	メディ ア・娯楽	4,663,406	162.80	759,207,627	172.10	802,590,919	2.31
23	オランダ	株式	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	生活必需 品流通・ 小売り	123,796	6,753.85	836,099,763	6,396.25	791,830,289	2.28
24	ドイツ	株式	RTL GROUP S. A.	メディ ア・娯楽	125,282	5,935.42	743,602,040	6,313.30	790,943,164	2.28
25	ドイツ	株式	BASF SE	素材	96,823	7,990.70	773,684,078	8,149.22	789,032,828	2.27
26	イギリス	株式	WPP PLC	メディ ア・娯楽	1,056,014	1,114.23	1,176,648,921	704.06	743,499,223	2.14
27	フランス	株式	CARREFOUR SA	生活必需 品流通・ 小売り	280,950	2,523.47	708,971,060	2,616.56	735,123,754	2.12
28	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	114,179	4,361.80	498,026,065	6,311.18	720,604,849	2.08
29	フランス	株式	KERING	耐久消費 財・アパ レル	12,669	33,962.80	430,274,745	55,114.66	698,247,754	2.01
30	フランス	株式	BNP PARIBAS	銀行	45,583	14,305.85	652,103,619	14,786.95	674,033,660	1.94

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	1.04
		エネルギー	8.23
		素材	6.09
		資本財	2.40
		商業・専門サービス	2.99
		自動車・自動車部品	9.39
		耐久消費財・アパレル	8.80
		メディア・娯楽	9.13
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.69
		生活必需品流通・小売り	4.40
		食品・飲料・タバコ	5.09
		家庭用品・パーソナル用品	2.34
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.11
		銀行	7.42
		金融サービス	1.72
		保険	1.54
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.77
電気通信サービス	7.90		
合計		97.02	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	6,496,657,500	72.87
地方債証券	日本	813,430,500	9.12
特殊債券	日本	447,948,000	5.02
社債券	日本	1,058,196,000	11.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	99,357,606	1.11
合計（純資産総額）		8,915,589,606	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	地方債証券	令和3年度第2 回広島県公募公 債	250,000,000	92.84	232,100,000	91.45	228,642,500	0.115	2031/7/16	2.56
2	日本	国債証券	第145回利付 国債（20年）	200,000,000	102.13	204,270,000	99.21	198,424,000	1.7	2033/6/20	2.23
3	日本	国債証券	第150回利付 国債（5年）	200,000,000	99.04	198,081,000	99.15	198,312,000	0.005	2026/12/20	2.22
4	日本	国債証券	第346回利付 国債（10年）	200,000,000	99.01	198,026,000	98.98	197,978,000	0.1	2027/3/20	2.22
5	日本	国債証券	第146回利付 国債（20年）	200,000,000	102.03	204,076,000	98.98	197,976,000	1.7	2033/9/20	2.22
6	日本	地方債証券	平成28年度第 4回福井県公募 公債	200,000,000	98.76	197,538,000	98.83	197,676,000	0.2	2027/4/27	2.22
7	日本	特殊債券	第321回政府 保証日本高速道 路保有・債務返 済機構債券	200,000,000	98.47	196,950,000	98.33	196,660,000	0.155	2027/8/31	2.21
8	日本	国債証券	第154回利付 国債（5年）	200,000,000	98.54	197,082,000	98.31	196,632,000	0.1	2027/9/20	2.21
9	日本	国債証券	第178回利付 国債（5年）	200,000,000	99.47	198,946,000	98.06	196,124,000	1	2030/3/20	2.20
10	日本	地方債証券	平成29年度第 16回愛知県公 募公債（10 年）	200,000,000	98.24	196,496,000	97.91	195,838,000	0.26	2028/2/14	2.20
11	日本	国債証券	第163回利付 国債（5年）	200,000,000	98.41	196,823,000	97.81	195,624,000	0.4	2028/9/20	2.19
12	日本	国債証券	第32回利付国 債（30年）	200,000,000	102.42	204,842,000	97.24	194,482,000	2.3	2040/3/20	2.18
13	日本	国債証券	第148回利付 国債（20年）	200,000,000	100.57	201,142,000	96.98	193,978,000	1.5	2034/3/20	2.18
14	日本	国債証券	第354回利付 国債（10年）	200,000,000	96.90	193,803,000	96.19	192,384,000	0.1	2029/3/20	2.16
15	日本	国債証券	第355回利付 国債（10年）	200,000,000	96.57	193,141,000	95.77	191,558,000	0.1	2029/6/20	2.15

16	日本	国債証券	第150回利付 国債(20年)	200,000,000	99.65	199,303,000	95.65	191,314,000	1.4	2034/9/20	2.15
17	日本	国債証券	第378回利付 国債(10年)	200,000,000	99.13	198,263,000	95.00	190,008,000	1.4	2035/3/20	2.13
18	日本	国債証券	第357回利付 国債(10年)	200,000,000	95.83	191,663,000	94.84	189,684,000	0.1	2029/12/20	2.13
19	日本	国債証券	第360回利付 国債(10年)	200,000,000	95.00	190,009,000	93.51	187,032,000	0.1	2030/9/20	2.10
20	日本	国債証券	第152回利付 国債(20年)	200,000,000	97.34	194,685,000	93.34	186,692,000	1.2	2035/3/20	2.09
21	日本	国債証券	第361回利付 国債(10年)	200,000,000	94.68	189,373,000	93.11	186,222,000	0.1	2030/12/20	2.09
22	日本	国債証券	第362回利付 国債(10年)	200,000,000	94.31	188,638,000	92.66	185,324,000	0.1	2031/3/20	2.08
23	日本	国債証券	第364回利付 国債(10年)	200,000,000	94.02	188,046,000	91.72	183,448,000	0.1	2031/9/20	2.06
24	日本	国債証券	第376回利付 国債(10年)	200,000,000	94.66	189,323,000	91.67	183,344,000	0.9	2034/9/20	2.06
25	日本	国債証券	第365回利付 国債(10年)	200,000,000	93.43	186,862,000	91.22	182,446,000	0.1	2031/12/20	2.05
26	日本	国債証券	第36回利付 国債(30年)	200,000,000	95.91	191,824,000	91.03	182,064,000	2	2042/3/20	2.04
27	日本	国債証券	第160回利付 国債(20年)	200,000,000	88.74	177,492,000	85.17	170,356,000	0.7	2037/3/20	1.91
28	日本	国債証券	第42回利付 国債(30年)	200,000,000	90.29	180,589,000	83.75	167,514,000	1.7	2044/3/20	1.88
29	日本	国債証券	第161回利付 国債(20年)	200,000,000	87.21	174,431,000	83.60	167,204,000	0.6	2037/6/20	1.88
30	日本	国債証券	第46回利付 国債(30年)	200,000,000	82.96	165,935,000	79.40	158,804,000	1.5	2045/3/20	1.78

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	72.87
地方債証券	9.12
特殊債券	5.02
社債券	11.87
合計	98.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	2,674,161,780	18.65
	イタリア	3,450,181,088	24.06
	フランス	3,250,013,418	22.67
	オランダ	584,317,516	4.08
	スペイン	2,192,132,028	15.29
	ベルギー	707,855,766	4.94
	オーストリア	540,891,404	3.77
	フィンランド	183,702,356	1.28
	アイルランド	178,770,607	1.25
	ポルトガル	273,177,889	1.91
	小計	14,035,203,852	97.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	303,244,588	2.11
合計(純資産総額)		14,338,448,440	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	スペイン	国債証券	SPGB 4.200 01/31/37	3,200,000	20,220.82	647,066,392	19,830.81	634,585,961	4.2	2037/1/31	4.43
2	イタリア	国債証券	BTPS 3.850 07/01/34	3,200,000	19,117.22	611,751,271	19,195.02	614,240,647	3.85	2034/7/1	4.28
3	ドイツ	国債証券	DBR 4.000 01/04/37	3,000,000	21,179.43	635,382,930	20,253.16	607,594,998	4	2037/1/4	4.24
4	フランス	国債証券	FRTR 4.000 10/25/38	3,000,000	19,669.63	590,088,920	18,848.29	565,448,865	4	2038/10/25	3.94
5	イタリア	国債証券	BTPS 2.800 12/01/28	3,000,000	18,607.42	558,222,760	18,654.19	559,625,880	2.8	2028/12/1	3.90
6	ドイツ	国債証券	DBR 1.700 08/15/32	3,200,000	17,760.29	568,329,353	17,468.32	558,986,476	1.7	2032/8/15	3.90
7	フランス	国債証券	FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000	18,632.40	503,075,021	18,597.18	502,123,934	2.75	2027/10/25	3.50
8	イタリア	国債証券	BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000	18,887.16	491,066,179	18,974.94	493,348,664	3.45	2031/7/15	3.44
9	スペイン	国債証券	SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000	17,869.12	482,466,264	17,958.09	484,868,539	1.95	2030/7/30	3.38
10	フランス	国債証券	FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000	17,142.43	479,988,315	17,198.91	481,569,498	1.5	2031/5/25	3.36
11	スペイン	国債証券	SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000	21,387.92	470,534,398	20,642.72	454,140,051	4.7	2041/7/30	3.17
12	フランス	国債証券	FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000	22,045.86	418,871,492	21,445.87	407,471,603	5.75	2032/10/25	2.84

13	フランス	国債証券	FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000	15,285.89	382,147,426	15,536.43	388,410,959	0	2031/11/25	2.71
14	ドイツ	国債証券	DBR 0.250 02/15/29	2,200,000	17,170.76	377,756,796	17,352.08	381,745,955	0.25	2029/2/15	2.66
15	イタリア	国債証券	BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000	16,656.98	366,453,570	17,054.94	375,208,876	0.95	2030/8/1	2.62
16	イタリア	国債証券	BTPS 4.050 10/30/37	1,900,000	19,193.59	364,678,324	19,188.86	364,588,408	4.05	2037/10/30	2.54
17	ドイツ	国債証券	DBR 4.750 07/04/34	1,700,000	22,054.43	374,925,414	21,252.47	361,292,072	4.75	2034/7/4	2.52
18	イタリア	国債証券	BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000	18,929.50	340,731,056	18,927.00	340,686,080	3.35	2029/7/1	2.38
19	フランス	国債証券	FRTR 1.250 05/25/36	2,300,000	15,044.25	346,017,935	14,728.92	338,765,287	1.25	2036/5/25	2.36
20	ドイツ	国債証券	DBR 0.000 08/15/31	2,000,000	16,031.18	320,623,602	16,069.52	321,390,415	0	2031/8/15	2.24
21	イタリア	国債証券	BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000	20,990.34	314,855,178	20,891.94	313,379,156	5	2039/8/1	2.19
22	スペイン	国債証券	SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000	18,153.09	281,372,971	18,292.07	283,527,092	1.5	2027/4/30	1.98
23	オランダ	国債証券	NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000	18,450.77	285,987,036	18,187.58	281,907,537	2.5	2033/1/15	1.97
24	ドイツ	国債証券	DBR 3.250 07/04/42	1,500,000	19,960.41	299,406,298	18,437.75	276,566,336	3.25	2042/7/4	1.93
25	ポルトガル	国債証券	PGB 2.875 10/20/34	1,500,000	18,513.51	277,702,730	18,211.85	273,177,889	2.875	2034/10/20	1.91
26	ベルギー	国債証券	BGB 3.000 06/22/34	1,300,000	18,601.96	241,825,537	18,220.38	236,864,946	3	2034/6/22	1.65
27	オーストリア	国債証券	RAGB 2.400 05/23/34	1,200,000	17,907.29	214,887,527	17,638.56	211,662,817	2.4	2034/5/23	1.48
28	ベルギー	国債証券	BGB 5.000 03/28/35	1,000,000	21,757.63	217,576,312	20,961.45	209,614,546	5	2035/3/28	1.46
29	フランス	国債証券	FRTR 4.500 04/25/41	1,000,000	20,580.92	205,809,257	19,595.18	195,951,823	4.5	2041/4/25	1.37
30	フランス	国債証券	FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000	17,825.17	213,902,147	16,294.21	195,530,628	3.25	2045/5/25	1.36

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.89
合計	97.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	11,583,251,491	80.89
特殊債券	国際機関	2,517,522,008	17.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	219,368,256	1.53
合計(純資産総額)		14,320,141,755	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.125 11/15/28	5,900,000	15,109.85	891,481,382	15,491.48	913,997,894	3.125	2028/11/15	6.38
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 08/15/35	5,500,000	15,727.38	865,006,233	15,854.14	871,978,044	4.25	2035/8/15	6.09
3	国際機関	特殊債券	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000	13,894.15	736,390,273	14,602.94	773,956,203	1.875	2030/1/24	5.40
4	アメリカ	国債証券	T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000	14,954.23	687,894,673	15,311.07	704,309,623	2.25	2027/11/15	4.92
5	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000	13,947.90	641,603,673	14,635.30	673,223,902	1.625	2029/8/15	4.70
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000	12,891.73	618,803,400	13,684.32	656,847,480	1.375	2031/11/15	4.59
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000	15,241.51	594,419,026	15,614.41	608,962,135	1.625	2026/2/15	4.25
8	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000	15,146.56	560,423,033	15,544.90	575,161,660	1.625	2026/5/15	4.02
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000	13,169.92	526,796,878	13,720.40	548,816,189	0.875	2030/11/15	3.83
10	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000	12,877.06	489,328,280	13,682.48	519,934,534	1.25	2031/8/15	3.63
11	国際機関	特殊債券	ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000	15,813.65	474,409,678	15,932.44	477,973,281	4.125	2030/5/30	3.34
12	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000	10,890.70	468,300,315	10,948.19	470,772,253	2.5	2046/5/15	3.29
13	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000	12,783.49	460,205,675	12,964.51	466,722,485	3.125	2042/2/15	3.26
14	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000	15,188.97	455,669,103	15,478.03	464,341,058	4.375	2040/5/15	3.24
15	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000	13,451.63	430,452,326	13,540.60	433,299,368	3.625	2044/2/15	3.03
16	アメリカ	国債証券	T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000	13,850.05	415,501,678	14,408.41	432,252,375	1.5	2030/2/15	3.02
17	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.500 02/15/33	2,700,000	14,861.51	401,260,906	15,278.66	412,523,980	3.5	2033/2/15	2.88
18	国際機関	特殊債券	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000	15,018.94	390,492,443	15,425.90	401,073,498	1.875	2026/10/27	2.80
19	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000	11,976.84	371,282,040	11,990.90	371,718,085	3.125	2048/5/15	2.60

20	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 05/15/34	2,200,000	15,527.62	341,607,657	16,081.03	353,782,790	4.375	2034/5/15	2.47
21	国際機関	特殊債券	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000	14,179.53	311,949,878	14,863.19	326,990,394	0.75	2027/11/24	2.28
22	国際機関	特殊債券	IBRD 4.000 05/06/2032	2,000,000	15,691.22	313,824,520	15,741.99	314,839,965	4	2032/5/6	2.20
23	アメリカ	国債証券	T 4.000 11/15/35	2,000,000	15,604.01	312,080,345	15,516.56	310,331,275	4	2035/11/15	2.17
24	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000	14,053.40	281,068,010	14,354.59	287,091,900	3.5	2039/2/15	2.00
25	アメリカ	国債証券	T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000	16,082.25	257,316,143	16,492.61	263,881,880	4.75	2037/2/15	1.84
26	国際機関	特殊債券	IADB 4.125 02/15/29	1,400,000	15,476.40	216,669,704	15,906.33	222,688,667	4.125	2029/2/15	1.56
27	アメリカ	国債証券	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000	12,806.73	204,907,683	13,658.02	218,528,403	0.625	2030/8/15	1.53
28	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.000 02/15/47	1,650,000	11,828.10	195,163,782	11,883.27	196,073,970	3	2047/2/15	1.37
29	アメリカ	国債証券	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000	16,234.53	178,579,918	16,483.44	181,317,883	5.25	2029/2/15	1.27
30	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000	15,361.66	168,978,339	15,901.23	174,913,601	4.25	2034/11/15	1.22

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	80.89
特殊債券	17.58
合計	98.47

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきん高格付外国債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	カナダ	642,003,821	21.90
	イギリス	727,155,468	24.81
	ノルウェー	724,072,737	24.70
	オーストラリア	534,200,141	18.22
	小計	2,627,432,167	89.63
地方債証券	カナダ	86,279,707	2.94
	オーストラリア	174,931,026	5.97
	小計	261,210,733	8.91
特殊債券	国際機関	10,037,563	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	32,592,463	1.11
合計(純資産総額)		2,931,272,926	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	ノルウェー	国債証券	NGB 1.375 08/19/30	19,420,000	1,376.67	267,350,293	1,395.60	271,026,615	1.375	2030/8/19	9.25
2	ノルウェー	国債証券	NGB 2.125 05/18/32	17,900,000	1,399.31	250,477,593	1,399.25	250,467,110	2.125	2032/5/18	8.54
3	カナダ	国債証券	CAN 1.500 12/01/31	2,250,000	10,357.58	233,045,674	10,467.50	235,518,831	1.5	2031/12/1	8.03
4	カナダ	国債証券	CAN 2.000 06/01/32	1,930,000	10,600.08	204,581,559	10,690.87	206,333,954	2	2032/6/1	7.04
5	カナダ	国債証券	CAN 0.500 12/01/30	1,971,000	10,068.62	198,452,517	10,154.79	200,151,036	0.5	2030/12/1	6.83
6	イギリス	国債証券	UKT 4.250 06/07/32	920,000	21,219.22	195,216,904	21,325.99	196,199,132	4.25	2032/6/7	6.69
7	イギリス	国債証券	UKT 1.000 01/31/32	1,090,000	17,286.61	188,424,143	17,643.93	192,318,937	1	2032/1/31	6.56
8	ノルウェー	国債証券	NGB 1.250 09/17/31	13,150,000	1,329.88	174,880,004	1,347.90	177,249,166	1.25	2031/9/17	6.05
9	イギリス	国債証券	UKT 0.250 07/31/31	990,000	16,840.88	166,724,765	17,258.29	170,857,080	0.25	2031/7/31	5.83
10	イギリス	国債証券	UKT 3.250 01/31/33	800,000	19,646.30	157,170,444	19,851.52	158,812,177	3.25	2033/1/31	5.42
11	オーストラリア	国債証券	ACGB 1.000 12/21/30	1,680,000	9,080.97	152,560,394	8,946.80	150,306,345	1	2030/12/21	5.13
12	オーストラリア	地方債証券	NSWTC 3.000 04/20/29	1,330,000	10,193.84	135,578,202	10,039.44	133,524,684	3	2029/4/20	4.56
13	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.500 05/21/30	1,147,000	9,963.35	114,279,631	9,753.92	111,877,465	2.5	2030/5/21	3.82
14	オーストラリア	国債証券	ACGB 1.500 06/21/31	1,120,000	9,200.78	103,048,794	9,035.48	101,197,421	1.5	2031/6/21	3.45

15	カナダ	地方債証券	ONT 3.800 12/02/34	750,000	11,385.13	85,388,512	11,503.96	86,279,707	3.8	2034/12/2	2.94
16	オーストラリア	国債証券	ACGB 1.000 11/21/31	950,000	8,868.15	84,247,493	8,642.82	82,106,869	1	2031/11/21	2.80
17	オーストラリア	国債証券	ACGB 2.750 11/21/29	511,000	10,144.47	51,838,290	9,936.20	50,773,993	2.75	2029/11/21	1.73
18	オーストラリア	地方債証券	QTC 1.500 08/20/32	490,000	8,642.40	42,347,804	8,450.27	41,406,342	1.5	2032/8/20	1.41
19	オーストラリア	国債証券	ACGB 1.250 05/21/32	440,000	8,845.13	38,918,576	8,622.28	37,938,048	1.25	2032/5/21	1.29
20	ノルウェー	国債証券	NGB 1.750 09/06/29	1,750,000	1,432.23	25,064,130	1,447.41	25,329,846	1.75	2029/9/6	0.86
21	国際機関	特殊債券	IADB 3.150 06/26/29	100,000	10,177.70	10,177,707	10,037.56	10,037,563	3.15	2029/6/26	0.34
22	イギリス	国債証券	UKT 0.375 10/22/30	50,000	17,523.32	8,761,660	17,936.28	8,968,142	0.375	2030/10/22	0.31

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	89.63
地方債証券	8.91
特殊債券	0.34
合計	98.89

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

しんきんJリートマザーファンドⅡ

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	8,471,482,700	98.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	130,413,410	1.52
合計（純資産総額）		8,601,896,110	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	4,130	134,176	554,148,614	142,900	590,177,000	6.86
2	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	4,110	103,608	425,832,825	124,100	510,051,000	5.93
3	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,610	120,223	434,006,437	130,900	472,549,000	5.49
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	2,525	148,040	373,802,515	173,100	437,077,500	5.08
5	日本	投資証券	GLP投資法人	2,935	132,353	388,458,872	148,900	437,021,500	5.08
6	日本	投資証券	KDX不動産投資法人	2,410	158,546	382,097,330	175,900	423,919,000	4.93
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	4,550	81,860	372,465,184	92,900	422,695,000	4.91
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	2,925	124,196	363,274,206	143,200	418,860,000	4.87
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,280	95,329	312,680,497	106,300	348,664,000	4.05
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	1,553	164,207	255,013,936	183,000	284,199,000	3.30
11	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,950	64,455	254,598,119	64,400	254,380,000	2.96
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,375	151,843	208,784,578	171,400	235,675,000	2.74
13	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	1,380	142,574	196,753,362	158,600	218,868,000	2.54
14	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,635	79,067	208,341,571	81,800	215,543,000	2.51
15	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,916	94,434	180,937,019	105,700	202,521,200	2.35
16	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	515	327,563	168,695,093	374,500	192,867,500	2.24
17	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,740	94,725	164,823,205	104,100	181,134,000	2.11
18	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,445	104,021	150,311,703	122,100	176,434,500	2.05
19	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	1,155	138,952	160,490,460	149,000	172,095,000	2.00
20	日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,110	125,247	139,024,469	154,200	171,162,000	1.99
21	日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	635	250,031	158,769,767	261,200	165,862,000	1.93
22	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	870	159,213	138,515,571	176,500	153,555,000	1.79
23	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	695	194,264	135,013,598	207,100	143,934,500	1.67
24	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	1,590	77,790	123,686,895	90,000	143,100,000	1.66
25	日本	投資証券	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	1,045	121,598	127,070,432	134,400	140,448,000	1.63
26	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	935	122,551	114,585,689	140,800	131,648,000	1.53
27	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	880	135,978	119,661,414	149,000	131,120,000	1.52

28	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	920	119,373	109,823,187	132,900	122,268,000	1.42
29	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	360	295,165	106,259,659	333,500	120,060,000	1.40
30	日本	投資証券	日本リート投資法人	1,170	92,758	108,527,281	98,800	115,596,000	1.34

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.48
合計	98.48

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	4,590,042,958	77.00
	カナダ	74,864,447	1.26
	ドイツ	1,434,734	0.02
	イタリア	649,581	0.01
	フランス	134,886,956	2.26
	オランダ	10,065,144	0.17
	スペイン	30,846,160	0.52
	ベルギー	72,318,338	1.21
	アイルランド	2,207,131	0.04
	イギリス	249,476,310	4.19
	オーストラリア	468,546,289	7.86
	ニュージーランド	7,346,723	0.12
	香港	53,850,004	0.90
	シンガポール	205,299,559	3.44
	韓国	12,866,986	0.22
	イスラエル	12,415,920	0.21
	小計	5,927,117,240	99.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	33,862,187	0.57
合計(純資産総額)		5,960,979,427	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	17,003	24,776.91	421,281,803	29,690.03	504,819,723	8.47
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	23,011	17,284.22	397,727,278	20,114.82	462,862,325	7.76
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,432	132,468.54	322,163,507	119,768.40	291,276,749	4.89
4	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,088	26,233.19	212,174,070	29,373.78	237,575,191	3.99
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	22,818	9,128.22	208,287,746	8,894.17	202,947,253	3.40
6	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	8,003	27,410.58	219,366,944	24,368.56	195,021,618	3.27
7	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	50,730	3,595.15	182,382,149	3,282.96	166,544,683	2.79
8	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	3,912	46,532.76	182,036,170	40,599.13	158,823,833	2.66
9	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	11,637	10,225.93	118,999,262	12,470.00	145,113,437	2.43
10	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	26,467	5,105.42	135,125,194	4,430.64	117,265,961	1.97
11	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	5,258	23,263.25	122,318,171	20,468.65	107,624,185	1.81
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,504	31,570.32	110,622,416	28,791.38	100,885,010	1.69

13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	7,322	15,889.27	116,341,267	12,936.55	94,721,440	1.59
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	8,577	10,534.92	90,358,030	9,907.11	84,973,341	1.43
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,593	43,883.76	69,906,842	41,173.71	65,589,727	1.10
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	2,896	22,978.31	66,545,189	21,790.02	63,103,900	1.06
17	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	13,950	5,008.35	69,866,544	4,342.97	60,584,493	1.02
18	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	128,771	398.31	51,291,549	439.19	56,555,682	0.95
19	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	2,880	19,861.20	57,200,260	19,541.81	56,280,439	0.94
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	5,413	10,118.47	54,771,293	10,141.95	54,898,412	0.92
21	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	16,737	3,317.50	55,525,105	3,192.25	53,428,829	0.90
22	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,010	15,712.28	47,293,991	17,080.01	51,410,854	0.86
23	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	7,289	5,960.23	43,444,183	6,982.57	50,895,996	0.85
24	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	33,449	1,452.52	48,585,479	1,509.18	50,480,807	0.85
25	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	6,997	7,425.64	51,957,209	6,996.66	48,955,675	0.82
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	4,789	9,730.20	46,597,947	9,537.63	45,675,735	0.77
27	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	15,811	2,544.09	40,224,765	2,879.13	45,522,057	0.76
28	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	2,636	17,766.42	46,832,307	17,220.03	45,392,011	0.76
29	香港	投資証券	LINK REIT	63,900	839.01	53,613,275	700.12	44,737,757	0.75
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	4,076	11,142.66	45,417,509	10,926.32	44,535,690	0.75

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資証券	99.43
合計	99.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

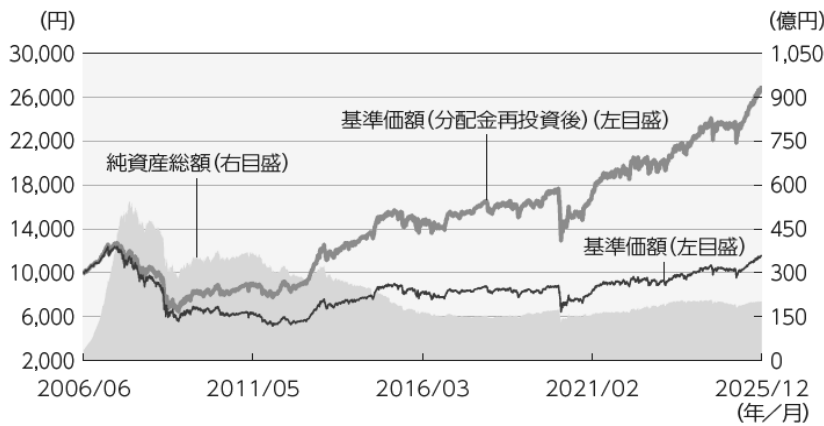
該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

データは2025年12月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

● 基準価額・純資産の推移

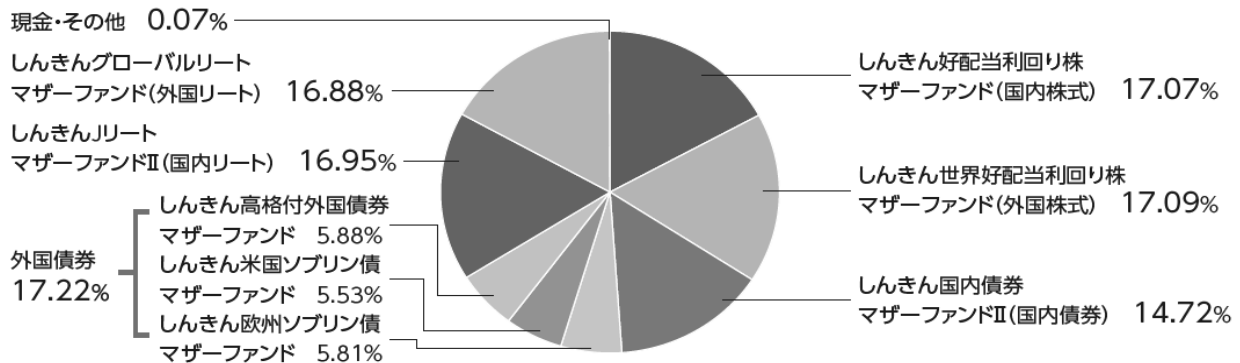


■ 基準価額・純資産総額	
基準価額	11,563円
純資産総額	20,193百万円
■ 分配の推移 (税引前)	
決算期	分配金
2025年12月	20円
2025年11月	20円
2025年10月	20円
2025年9月	20円
2025年8月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	6,500円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。
 ※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

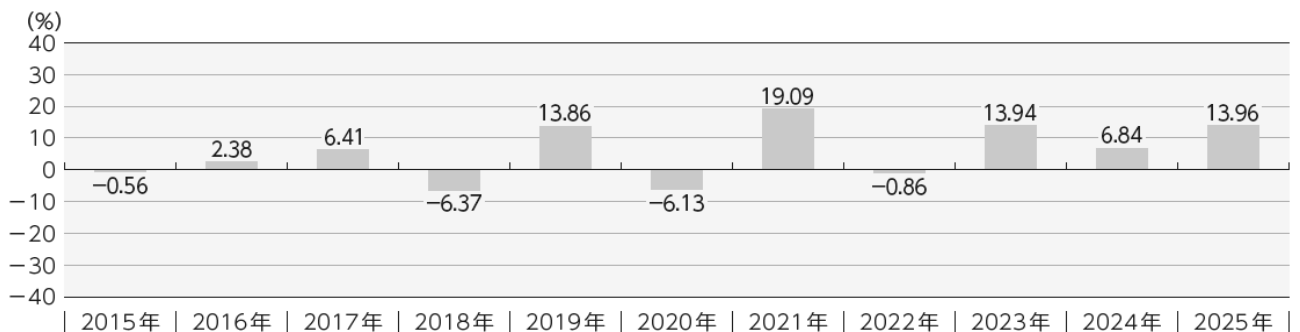
● 主要な資産の状況

■ 資産別投資比率



※投資比率は、しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

● 年間収益率の推移 (期間:2015年~2025年)

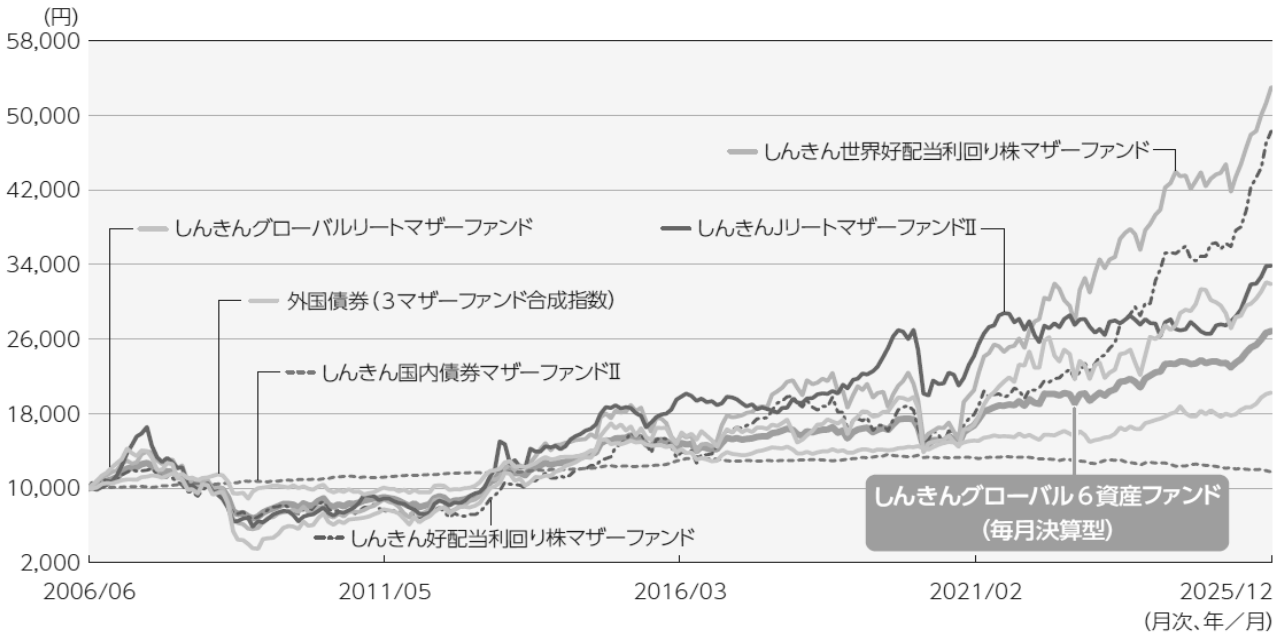


※当ファンドはベンチマークを設定していません。
 ※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。
 ※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

追加的記載事項

データは2025年12月30日現在です。

■しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)と各マザーファンド(合成指数を含む)の基準価額の推移



※基準価額は1万口当たりです。

※各マザーファンドの基準価額は2006年6月14日を10,000として指数化しています。

※しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)の基準価額は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※外国債券(3マザーファンドの合成指数)については、外国債券に投資する3マザーファンドを3分の1ずつの配分比率で算出しています。

※上記のグラフ・データは過去のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■各マザーファンドの組入上位10銘柄

※投資比率は各マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

	国内株式			外国株式			
	しんきん好配当利回り株マザーファンド			しんきん世界好配当利回り株マザーファンド			
	銘柄名	業種	投資比率	銘柄名	国名	業種	投資比率
1	三井物産	卸売業	1.28%	GSK PLC	イギリス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.75%
2	SCREENホールディングス	電気機器	1.28%	STANDARD CHARTERED PLC	イギリス	銀行	3.16%
3	住友商事	卸売業	1.27%	REPSOL SA	スペイン	エネルギー	3.07%
4	インフロニア・ホールディングス	建設業	1.26%	CONTINENTAL AG	ドイツ	自動車・自動車部品	3.06%
5	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	1.25%	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	電気通信サービス	3.01%
6	武田薬品工業	医薬品	1.24%	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.99%
7	伊藤忠商事	卸売業	1.23%	SWATCH GROUP AG	スイス	耐久消費財・アパレル	2.77%
8	三井住友トラストグループ	銀行業	1.23%	MOLSON COORS BEVERAGE CO	アメリカ	食品・飲料・タバコ	2.70%
9	トヨタ自動車	輸送用機器	1.22%	APTIV PLC	アメリカ	自動車・自動車部品	2.64%
10	太陽ホールディングス	化学	1.22%	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.62%

	国内債券				外国債券			
	しんきん国内債券マザーファンドⅡ				しんきん欧州ソブリン債マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	令和3年度第2回 広島県公募公債	0.115%	2031/07/16	2.56%	スペイン国債	4.20%	2037/01/31	4.43%
2	第145回利付国債(20年)	1.700%	2033/06/20	2.23%	イタリア国債	3.85%	2034/07/01	4.28%
3	第150回利付国債(5年)	0.005%	2026/12/20	2.22%	ドイツ国債	4.00%	2037/01/04	4.24%
4	第346回利付国債(10年)	0.100%	2027/03/20	2.22%	フランス国債	4.00%	2038/10/25	3.94%
5	第146回利付国債(20年)	1.700%	2033/09/20	2.22%	イタリア国債	2.80%	2028/12/01	3.90%
6	平成28年度第4回 福井県公募公債	0.200%	2027/04/27	2.22%	ドイツ国債	1.70%	2032/08/15	3.90%
7	第321回政府保証日本高速 道路保有・債務返済機構債券	0.155%	2027/08/31	2.21%	フランス国債	2.75%	2027/10/25	3.50%
8	第154回利付国債(5年)	0.100%	2027/09/20	2.21%	イタリア国債	3.45%	2031/07/15	3.44%
9	第178回利付国債(5年)	1.000%	2030/03/20	2.20%	スペイン国債	1.95%	2030/07/30	3.38%
10	平成29年度第16回 愛知県公募公債(10年)	0.260%	2028/02/14	2.20%	フランス国債	1.50%	2031/05/25	3.36%

	外国債券							
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド				しんきん高格付外国債券マザーファンド			
	銘柄名	利率	満期日	投資比率	銘柄名	利率	満期日	投資比率
1	アメリカ国債	3.125%	2028/11/15	6.38%	ノルウェー国債	1.375%	2030/08/19	9.25%
2	アメリカ国債	4.250%	2035/08/15	6.09%	ノルウェー国債	2.125%	2032/05/18	8.54%
3	国際機関債	1.875%	2030/01/24	5.40%	カナダ国債	1.500%	2031/12/01	8.03%
4	アメリカ国債	2.250%	2027/11/15	4.92%	カナダ国債	2.000%	2032/06/01	7.04%
5	アメリカ国債	1.625%	2029/08/15	4.70%	カナダ国債	0.500%	2030/12/01	6.83%
6	アメリカ国債	1.375%	2031/11/15	4.59%	イギリス国債	4.250%	2032/06/07	6.69%
7	アメリカ国債	1.625%	2026/02/15	4.25%	イギリス国債	1.000%	2032/01/31	6.56%
8	アメリカ国債	1.625%	2026/05/15	4.02%	ノルウェー国債	1.250%	2031/09/17	6.05%
9	アメリカ国債	0.875%	2030/11/15	3.83%	イギリス国債	0.250%	2031/07/31	5.83%
10	アメリカ国債	1.250%	2031/08/15	3.63%	イギリス国債	3.250%	2033/01/31	5.42%

	国内不動産投資信託		外国不動産投資信託		
	しんきんJリートマザーファンドⅡ		しんきんグローバルリートマザーファンド		
	銘柄名	投資比率	銘柄名	国・地域	投資比率
1	日本ビルファンド投資法人	6.86%	WELLTOWER INC	アメリカ	8.47%
2	日本都市ファンド投資法人	5.93%	PROLOGIS INC	アメリカ	7.76%
3	ジャパンリアルエステイト投資法人	5.49%	EQUINIX INC	アメリカ	4.89%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	5.08%	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	3.99%
5	GLP投資法人	5.08%	REALTY INCOME CORP	アメリカ	3.40%
6	KDX不動産投資法人	4.93%	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	3.27%
7	日本プロロジスリート投資法人	4.91%	GOODMAN GROUP	オーストラリア	2.79%
8	大和ハウスリート投資法人	4.87%	PUBLIC STORAGE	アメリカ	2.66%
9	オリックス不動産投資法人	4.05%	VENTAS INC	アメリカ	2.43%
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.30%	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	1.97%

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。
また、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受付けません。ただし、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を結んだ取得申込者においては、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

<p><照会先> しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） <コールセンター>0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00） <ホームページ>https://www.skam.co.jp</p>

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

- (2) 毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の換金（解約）の申込みを受け付けません。
- (4) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行を請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (6) 解約時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金（注）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (10) 委託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- (11) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※ファンドの換金（解約）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
＜コールセンター＞0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>
しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）
<コールセンター>0120-781812
携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）
<ホームページ><https://www.skam.co.jp>

②ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドⅡ」および「しんきんグローバルリートマザーファンド」の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産の円換算については、原則として我が国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、我が国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他」の「①ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。
- ② 上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記②4)に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定に従います。

③ 反対者の買取請求権

上記①の1)から6)の規定に従い信託契約の解約を行う場合、または上記②の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

④ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからでも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

⑤ 投資顧問会社との契約更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される運用一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせします。

⑥ 運用報告書

交付運用報告書は、毎年6月、12月の計算期間末日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している受益者に販売会社を通じて交付します。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

③ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

④ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2025年6月13日から2025年12月12日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）の2025年6月13日から2025年12月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）の2025年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】
 1 新きんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	143,963,769	100,054,334
親投資信託受益証券	18,804,358,920	19,962,134,654
未収入金	90,000,000	140,000,000
未収利息	1,380	959
流動資産合計	19,038,324,069	20,202,189,947
資産合計	19,038,324,069	20,202,189,947
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,845,769	35,173,706
未払解約金	4,972,542	19,130,849
未払受託者報酬	1,230,455	1,271,832
未払委託者報酬	17,226,372	17,805,625
その他未払費用	105,457	109,004
流動負債合計	60,380,595	73,491,016
負債合計	60,380,595	73,491,016
純資産の部		
元本等		
元本	※1、※2 18,422,884,760	※1、※2 17,586,853,278
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	555,058,714	2,541,845,653
（分配準備積立金）	3,403,333,650	4,559,954,150
元本等合計	18,977,943,474	20,128,698,931
純資産合計	18,977,943,474	20,128,698,931
負債純資産合計	19,038,324,069	20,202,189,947

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2024年12月13日 至 2025年6月12日)	当期 (自 2025年6月13日 至 2025年12月12日)
営業収益		
受取利息	190,967	223,869
有価証券売買等損益	289,397,766	2,398,775,734
営業収益合計	289,588,733	2,398,999,603
営業費用		
受託者報酬	7,299,592	7,609,229
委託者報酬	※1 102,194,159	※1 106,529,139
その他費用	616,736	645,614
営業費用合計	110,110,487	114,783,982
営業利益又は営業損失(△)	179,478,246	2,284,215,621
経常利益又は経常損失(△)	179,478,246	2,284,215,621
当期純利益又は当期純損失(△)	179,478,246	2,284,215,621
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	3,896,397	11,395,643
期首剰余金又は期首欠損金(△)	608,711,508	555,058,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,515,294	37,789,721
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,841,195	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,674,099	37,789,721
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,673,533	107,725,320
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,969,141	107,725,320
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	704,392	—
分配金	※2 223,076,404	※2 216,097,440
期末剰余金又は期末欠損金(△)	555,058,714	2,541,845,653

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 19,059,821,400円 期中追加設定元本額 434,053,157円 期中一部解約元本額 1,070,989,797円	期首元本額 18,422,884,760円 期中追加設定元本額 411,291,529円 期中一部解約元本額 1,247,323,011円
※2 特定期間末日における受益権の総数	18,422,884,760口	17,586,853,278口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2024年12月13日 至 2025年6月12日)	当期 (自 2025年6月13日 至 2025年12月12日)
※1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。 「しんきんグローバルリートマザーファンド」の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部分に対して、年率0.5%以下を乗じた金額を委託者報酬の中から支弁しております。	※1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託において、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
※2 分配金の計算過程 第221期 A 費用控除後の配当等収益額 48,945,635円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円	※2 分配金の計算過程 第227期 A 費用控除後の配当等収益額 52,435,534円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後 0円

の有り証券売買等損益額		の有り証券売買等損益額		
C	収益調整金額	1,447,135,373円	C 収益調整金額	1,481,942,246円
D	分配準備積立金額	3,513,065,204円	D 分配準備積立金額	3,381,563,448円
E	当ファンドの分配対象収益額	5,009,146,212円	E 当ファンドの分配対象収益額	4,915,941,228円
F	当ファンドの期末残存口数	18,921,468,556口	F 当ファンドの期末残存口数	18,356,263,392口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,647円	G 10,000口当たり収益分配対象額	2,678円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	37,842,937円	I 収益分配金金額	36,712,526円
第222期		第228期		
A	費用控除後の配当等収益額	21,343,926円	A 費用控除後の配当等収益額	31,456,753円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	138,006,780円
C	収益調整金額	1,449,487,773円	C 収益調整金額	1,486,296,962円
D	分配準備積立金額	3,464,624,294円	D 分配準備積立金額	3,375,987,171円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,935,455,993円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,031,747,666円
F	当ファンドの期末残存口数	18,699,951,730口	F 当ファンドの期末残存口数	18,291,006,323口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,639円	G 10,000口当たり収益分配対象額	2,750円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	37,399,903円	I 収益分配金金額	36,582,012円
第223期		第229期		
A	費用控除後の配当等収益額	30,527,932円	A 費用控除後の配当等収益額	48,449,247円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	491,383,495円
C	収益調整金額	1,452,788,460円	C 収益調整金額	1,486,831,352円
D	分配準備積立金額	3,406,435,202円	D 分配準備積立金額	3,463,923,177円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,889,751,594円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,490,587,271円
F	当ファンドの期末残存口数	18,548,733,367口	F 当ファンドの期末残存口数	18,125,247,842口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,636円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,029円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	37,097,466円	I 収益分配金金額	36,250,495円
第224期		第230期		
A	費用控除後の配当等収益額	78,293,997円	A 費用控除後の配当等収益額	65,800,162円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,461,967,662円	C 収益調整金額	1,494,057,811円
D	分配準備積立金額	3,376,782,884円	D 分配準備積立金額	3,911,377,629円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,917,044,543円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,471,235,602円
F	当ファンドの期末残存口数	18,493,610,477口	F 当ファンドの期末残存口数	17,959,226,913口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,658円	G 10,000口当たり収益分配対象額	3,046円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H 10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	36,987,220円	I 収益分配金金額	35,918,453円
第225期		第231期		
A	費用控除後の配当等収益額	38,794,388円	A 費用控除後の配当等収益額	26,316,395円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有り証券売買等損益額	587,810,087円
C	収益調整金額	1,467,792,454円	C 収益調整金額	1,490,345,469円
D	分配準備積立金額	3,401,466,294円	D 分配準備積立金額	3,876,608,389円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,908,053,136円	E 当ファンドの分配対象収益額	5,981,080,340円

F	当ファンドの期末残存口数	18,451,554,572口	F	当ファンドの期末残存口数	17,730,124,462口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,659円	G	10,000口当たり収益分配対象額	3,373円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	36,903,109円	I	収益分配金金額	35,460,248円
第226期			第232期		
A	費用控除後の配当等収益額	53,622,660円	A	費用控除後の配当等収益額	35,465,585円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	156,619,319円
C	収益調整金額	1,477,402,939円	C	収益調整金額	1,495,304,830円
D	分配準備積立金額	3,386,556,759円	D	分配準備積立金額	4,403,042,952円
E	当ファンドの分配対象収益額	4,917,582,358円	E	当ファンドの分配対象収益額	6,090,432,686円
F	当ファンドの期末残存口数	18,422,884,760口	F	当ファンドの期末残存口数	17,586,853,278口
G	10,000口当たり収益分配対象額	2,669円	G	10,000口当たり収益分配対象額	3,463円
H	10,000口当たり分配金額	20円	H	10,000口当たり分配金額	20円
I	収益分配金金額	36,845,769円	I	収益分配金金額	35,173,706円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2024年12月13日 至 2025年6月12日)	当期 (自 2025年6月13日 至 2025年12月12日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	250,464,335円	205,125,522円
合計	250,464,335円	205,125,522円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自2024年12月13日 至2025年6月12日)	当期 (自2025年6月13日 至2025年12月12日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2025年6月12日現在)	当期 (2025年12月12日現在)
1口当たり純資産額 1.0301円 (1万口当たり純資産額 10,301円)	1口当たり純資産額 1.1445円 (1万口当たり純資産額 11,445円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

- ① 株式
該当事項はありません。

- ② 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	しんきん好配当利回り株マザーファンド	604,976,090	3,421,502,774	
	しんきんJリートマザーファンドⅡ	1,010,716,458	3,360,227,936	
	しんきん欧州ソブリン債マザーファンド	557,092,574	1,158,752,553	
	しんきん米国ソブリン債マザーファンド	454,020,852	1,106,585,022	
	しんきん世界好配当利回り株マザーファンド	599,116,199	3,408,192,321	
	しんきん国内債券マザーファンドⅡ	2,531,960,922	2,990,499,044	
	しんきん高格付外国債券マザーファンド	652,546,739	1,170,799,359	
	しんきんグローバルリートマザーファンド	1,068,771,570	3,345,575,645	
合計		7,479,201,404	19,962,134,654	

- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドⅡ」及び「しんきんグローバルリートマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん好配当利回り株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん好配当利回り株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		494,339,620
株式		41,373,528,240
未収配当金		7,035,000
未収利息		4,740
流動資産合計		41,874,907,600
資産合計		41,874,907,600
負債の部		
流動負債		
未払解約金		60,000,000
流動負債合計		60,000,000
負債合計		60,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	7,393,476,820
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		34,421,430,780
元本等合計		41,814,907,600
純資産合計		41,814,907,600
負債純資産合計		41,874,907,600

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	7,918,426,509円
	期中追加設定元本額	1,281,848,724円
	期中一部解約元本額	1,806,798,413円
元本の内訳	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	3,795,709,054円
	しんきん好配当利回り株ファンド（3ヵ月決算型）	2,051,484,329円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	604,976,090円
	しんきん世界アロケーションファンド	71,613,450円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	140,445,149円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	432,553,167円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	240,261,751円
	しんきん好配当利回り株スペシャルⅡ（適格機関投資家限定）	56,433,830円
	合計	7,393,476,820円
	※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	7,393,476,820口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	6,916,189,537円
合計	6,916,189,537円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 5,656円 (1万口当たり純資産額 56,556円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	154,200	3,184.00	490,972,800	
大林組	157,100	3,264.00	512,774,400	
積水ハウス	134,900	3,460.00	466,754,000	
インフロニア・ホールディングス	248,200	2,046.50	507,941,300	
明治ホールディングス	146,700	3,284.00	481,762,800	
雪印メグミルク	154,700	3,070.00	474,929,000	
麒麟ホールディングス	206,900	2,319.50	479,904,550	
クラレ	297,000	1,588.00	471,636,000	
三菱ケミカルグループ	539,100	903.10	486,861,210	
三洋化成工業	106,900	4,905.00	524,344,500	
太陽ホールディングス	108,600	5,001.00	543,108,600	
日東電工	124,300	3,864.00	480,295,200	
武田薬品工業	102,900	4,448.00	457,699,200	
アステラス製薬	246,700	2,055.00	506,968,500	
参天製薬	294,000	1,558.50	458,199,000	
ツムラ	124,800	3,792.00	473,241,600	
出光興産	423,800	1,180.00	500,084,000	
E N E O Sホールディングス	462,600	1,100.50	509,091,300	
横浜ゴム	73,900	6,511.00	481,162,900	
ブリヂストン	64,500	7,308.00	471,366,000	
A G C	91,000	5,223.00	475,293,000	

日本製鉄	735,500	632.00	464,836,000
丸一鋼管	347,000	1,450.50	503,323,500
三井金属	24,200	18,100.00	438,020,000
住友電気工業	73,300	6,659.00	488,104,700
三和ホールディングス	116,000	4,057.00	470,612,000
L I X I L	250,600	1,865.00	467,369,000
アマダ	247,400	1,921.00	475,255,400
小松製作所	91,600	5,060.00	463,496,000
マックス	74,200	6,650.00	493,430,000
日本精工	522,100	959.70	501,059,370
三菱重工業	110,700	4,157.00	460,179,900
日清紡ホールディングス	385,000	1,307.00	503,195,000
三菱電機	109,700	4,793.00	525,792,100
マブチモーター	174,300	2,885.50	502,942,650
日東工業	122,700	4,095.00	502,456,500
I D E C	183,200	2,938.00	538,241,600
パナソニック ホールディングス	259,300	2,175.00	563,977,500
カシオ計算機	360,100	1,276.50	459,667,650
S C R E E Nホールディングス	35,400	13,195.00	467,103,000
キヤノン	101,800	4,780.00	486,604,000
東京エレクトロン	14,800	31,500.00	466,200,000
デンソー	227,500	2,125.50	483,551,250
いすゞ自動車	207,200	2,436.00	504,739,200
トヨタ自動車	154,100	3,260.00	502,366,000
アイシン	172,500	3,067.00	529,057,500
本田技研工業	301,700	1,600.00	482,720,000
S U B A R U	146,400	3,517.00	514,888,800
ヤマハ発動機	400,000	1,204.00	481,600,000
ニコン	253,600	1,830.00	464,088,000
オカムラ	196,600	2,266.00	445,495,600
中部電力	211,800	2,330.00	493,494,000
大阪瓦斯	91,300	5,359.00	489,276,700
東京地下鉄	287,900	1,581.50	455,313,850
九州旅客鉄道	116,400	4,002.00	465,832,800
N I P P O N E X P R E S Sホール ディングス	138,700	3,268.00	453,271,600
日本航空	162,500	2,895.50	470,518,750
住友倉庫	139,600	3,515.00	490,694,000
N T T	2,996,700	155.50	465,986,850
ソフトバンク	2,119,800	217.30	460,632,540
S C S K	89,300	5,665.00	505,884,500
伊藤忠商事	52,600	9,763.00	513,533,800

三井物産	116,600	4,607.00	537,176,200
住友商事	99,000	5,398.00	534,402,000
サンゲツ	147,500	3,110.00	458,725,000
日本瓦斯	165,300	2,959.00	489,122,700
丸井グループ	147,500	3,119.00	460,052,500
ヤマダホールディングス	974,000	485.30	472,682,200
サンドラッグ	107,300	4,259.00	456,990,700
三菱UFJフィナンシャル・グループ	197,700	2,499.00	494,052,300
りそなホールディングス	292,300	1,554.00	454,234,200
三井住友トラストグループ	108,500	4,681.00	507,888,500
三井住友フィナンシャルグループ	101,200	4,973.00	503,267,600
みずほフィナンシャルグループ	90,300	5,721.00	516,606,300
大和証券グループ本社	358,900	1,384.00	496,717,600
野村ホールディングス	405,900	1,308.00	530,917,200
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	135,400	3,717.00	503,281,800
東京海上ホールディングス	82,000	5,765.00	472,730,000
T&Dホールディングス	140,900	3,497.00	492,727,300
大東建託	158,700	2,939.00	466,419,300
野村不動産ホールディングス	495,300	949.40	470,237,820
H. U. グループホールディングス	129,100	3,319.00	428,482,900
ユー・エス・エス	271,200	1,714.00	464,836,800
日本郵政	312,900	1,616.50	505,802,850
メイテックグループホールディングス	140,500	3,466.00	486,973,000
合 計	22,245,900		41,373,528,240

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金		828,660,135
コール・ローン		405,388,745
株式		33,298,677,182
未収配当金		89,849,217
未収利息		3,887
流動資産合計		34,622,579,166
資産合計		34,622,579,166
負債の部		
流動負債		
未払解約金		140,000,000
流動負債合計		140,000,000
負債合計		140,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	6,061,552,237
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		28,421,026,929
元本等合計		34,482,579,166
純資産合計		34,482,579,166
負債純資産合計		34,622,579,166

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在	
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 6,139,430,239円
	期中追加設定元本額 639,133,172円
	期中一部解約元本額 717,011,174円
元本の内訳	しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型） 4,286,580,516円
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 599,116,199円
	しんきん世界アロケーションファンド 91,582,637円

	しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 139,758,822円 しんきん世界好配当利回り株ファンド（1年決算型） 716,562,625円 しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 227,951,438円 合計 6,061,552,237円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	6,061,552,237口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,368,885,616円
合計	2,368,885,616円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 5,688円
(1万口当たり純資産額 56,887円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	HALLIBURTON COMPANY	204,895	29.12	5,966,542.40	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	89,158	45.11	4,021,917.38	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	70,873	76.54	5,424,619.42	
	MANPOWERGROUP INC	110,438	28.54	3,151,900.52	
	APTIV PLC	76,142	79.90	6,083,745.80	
	LEAR CORP	46,777	113.46	5,307,318.42	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	32,938	112.66	3,710,795.08	
	WILEY (JOHN) & SONS-CLASS A	79,300	31.80	2,521,740.00	
	BEST BUY CO INC	55,156	74.97	4,135,045.32	

	KRAFT HEINZ CO/THE	218,568	24.39	5,330,873.52	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO	128,373	47.06	6,041,233.38	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	107,404	51.20	5,499,084.80	
	PFIZER INC	265,684	25.80	6,854,647.20	
	WESTERN UNION CO	410,254	9.61	3,942,540.94	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	174,865	24.54	4,291,187.10	
	HP INC	180,216	25.41	4,579,288.56	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	133,229	40.22	5,358,470.38	
	MARCUS & MILLICHAP INC	83,520	28.01	2,339,395.20	
米ドル 小計		2,467,790		84,560,345.42 (13,166,891,385)	
ユーロ	ENI SPA	301,272	15.90	4,791,429.88	
	REPSOL SA	363,891	16.00	5,822,256.00	
	BASF SE	96,823	44.56	4,314,432.88	
	CONTINENTAL AG	85,546	66.20	5,663,145.20	
	VOLKSWAGEN AG	22,585	107.15	2,419,982.75	
	KERING	12,669	291.85	3,697,447.65	
	PUMA SE	204,894	21.08	4,319,165.52	
	RTL GROUP S. A.	125,282	32.35	4,052,872.70	
	SES	440,522	5.38	2,370,008.36	
	CARREFOUR SA	280,950	14.11	3,965,609.25	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	123,796	34.84	4,313,052.64	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	63,130	70.16	4,429,200.80	
	BAYER AG	71,835	36.33	2,609,765.55	
	SANOFI	53,981	83.64	4,514,970.84	
	BNP PARIBAS	45,583	78.67	3,586,014.61	
SOCIETE GENERALE	64,353	64.36	4,141,759.08		
AXA SA	71,099	39.91	2,837,561.09		
ユーロ 小計		2,428,211		67,848,674.80 (12,400,702,293)	
英ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	114,179	28.97	3,307,765.63	
	ITV PLC	4,663,406	0.82	3,868,295.27	
	WPP PLC	1,056,014	3.27	3,461,613.89	
	GSK PLC	337,633	18.21	6,148,296.93	
	STANDARD CHARTERED PLC	287,654	17.17	4,939,019.18	
	BT GROUP PLC	2,213,160	1.76	3,911,760.30	
	VODAFONE GROUP PLC	5,062,177	0.94	4,771,608.04	
英ポンド 小計		13,734,223		30,408,359.24 (6,342,271,486)	
スイスフラン	ADECCO GROUP AG-REG	113,005	21.50	2,429,607.50	
	SWATCH GROUP AG	28,793	161.85	4,660,147.05	

スイスフラン 小計	141,798		7,089,754.55 (1,388,812,018)
合 計	18,772,022		33,298,677,182 (33,298,677,182)

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

注1 通貨種類毎の小計／合計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 18銘柄	100.0%	39.5%
ユーロ	株式 17銘柄	100.0%	37.2%
英ポンド	株式 7銘柄	100.0%	19.1%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.0%	4.2%

- 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん国内債券マザーファンドⅡ

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		103,804,458
国債証券		6,543,461,500
地方債証券		815,866,000
特殊債券		451,873,000
社債券		1,061,199,000
未収利息		15,876,755
前払費用		3,246,961
流動資産合計		8,995,327,674
資産合計		8,995,327,674
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	7,616,103,049
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		1,379,224,625
元本等合計		8,995,327,674
純資産合計		8,995,327,674
負債純資産合計		8,995,327,674

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在
本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	13,443,036,758円
	期中追加設定元本額	6,930,648,441円
	期中一部解約元本額	12,757,582,150円
	元本の内訳	
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	2,531,960,922円
	しんきん世界アロケーションファンド	3,415,896,933円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	654,610,413円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	1,013,634,781円
	合計	7,616,103,049円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	7,616,103,049円	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。
-------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△187,711,800円
地方債証券	△4,857,000円
特殊債券	△6,628,000円
社債券	△6,697,000円
合計	△205,893,800円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 1,181円 (1万口当たり純資産額 11,811円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式
 該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第150回利付国債(5年)	200,000,000	198,330,000	
	第154回利付国債(5年)	200,000,000	196,810,000	
	第163回利付国債(5年)	200,000,000	196,058,000	
	第178回利付国債(5年)	200,000,000	196,940,000	
	第14回利付国債(40年)	300,000,000	140,022,000	
	第346回利付国債(10年)	200,000,000	198,042,000	
	第354回利付国債(10年)	200,000,000	192,914,000	
	第355回利付国債(10年)	200,000,000	192,066,000	
	第357回利付国債(10年)	200,000,000	190,372,000	
	第360回利付国債(10年)	200,000,000	187,840,000	
	第361回利付国債(10年)	200,000,000	187,074,000	
	第362回利付国債(10年)	200,000,000	186,256,000	
	第363回利付国債(10年)	100,000,000	92,683,000	
	第364回利付国債(10年)	200,000,000	184,458,000	
	第365回利付国債(10年)	200,000,000	183,492,000	
	第376回利付国債(10年)	200,000,000	184,904,000	
	第378回利付国債(10年)	200,000,000	191,746,000	
	第380回利付国債(10年)	150,000,000	146,923,500	
	第32回利付国債(30年)	200,000,000	196,724,000	
	第34回利付国債(30年)	100,000,000	95,786,000	
	第36回利付国債(30年)	200,000,000	183,868,000	
第38回利付国債(30年)	100,000,000	87,750,000		

	第42回利付国債（30年）	200,000,000	169,526,000	
	第46回利付国債（30年）	200,000,000	160,344,000	
	第50回利付国債（30年）	200,000,000	135,824,000	
	第54回利付国債（30年）	100,000,000	65,922,000	
	第58回利付国債（30年）	200,000,000	127,796,000	
	第62回利付国債（30年）	100,000,000	57,002,000	
	第66回利付国債（30年）	200,000,000	106,436,000	
	第71回利付国債（30年）	200,000,000	111,120,000	
	第144回利付国債（20年）	100,000,000	98,771,000	
	第145回利付国債（20年）	200,000,000	199,932,000	
	第146回利付国債（20年）	200,000,000	199,520,000	
	第148回利付国債（20年）	200,000,000	195,684,000	
	第150回利付国債（20年）	200,000,000	192,920,000	
	第152回利付国債（20年）	200,000,000	188,380,000	
	第160回利付国債（20年）	200,000,000	172,072,000	
	第161回利付国債（20年）	200,000,000	168,898,000	
	第168回利付国債（20年）	100,000,000	78,037,000	
	第174回利付国債（20年）	100,000,000	74,347,000	
	第180回利付国債（20年）	100,000,000	76,080,000	
	第181回利付国債（20年）	200,000,000	153,792,000	
国債証券 合計		7,550,000,000	6,543,461,500	
地方債証券	第843回東京都公募公債	100,000,000	92,759,000	
	平成29年度第16回愛知県公募公債（10年）	200,000,000	196,116,000	
	令和3年度第2回広島県公募公債	250,000,000	229,995,000	
	平成28年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	99,216,000	
	平成28年度第4回福井県公募公債	200,000,000	197,780,000	
地方債証券 合計		850,000,000	815,866,000	
特殊債券	第208回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	161,619,000	
	第242回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,410,000	
	第321回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	196,844,000	
特殊債券 合計		600,000,000	451,873,000	
社債券	第13回日本たばこ産業株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	97,060,000	
	第6回ヒューリック株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	97,028,000	
	第37回王子ホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	95,122,000	
	第16回武田薬品工業株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	90,405,000	

第9回コニカミノルタ株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,292,000	
第14回株式会社ブリヂストン無担保社債	100,000,000	96,140,000	
第68回株式会社神戸製鋼所無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,578,000	
第13回株式会社LIXILグループ無担 保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	93,149,000	
第18回パナソニック株式会社無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,833,000	
第15回株式会社デンソー無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	100,000,000	98,571,000	
第11回SCSK株式会社無担保社債(社 債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,021,000	
社債券 合計	1,100,000,000	1,061,199,000	
合計	10,100,000,000	8,872,399,500	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金		53,284,671
コール・ローン		48,551,272
国債証券		13,881,540,155
未収利息		152,502,414
前払費用		8,323,741
流動資産合計		14,144,202,253
資産合計		14,144,202,253
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	6,800,248,581
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		7,343,953,672
元本等合計		14,144,202,253
純資産合計		14,144,202,253
負債純資産合計		14,144,202,253

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在	
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	<p>期首元本額</p> <p style="text-align: right;">6,570,221,174円</p>
	<p>期中追加設定元本額</p> <p style="text-align: right;">792,824,180円</p>
	<p>期中一部解約元本額</p> <p style="text-align: right;">562,796,773円</p>
元本の内訳	<p>しんきん海外ソブリン債セレクション 欧州ソブリン債ポートフォリオ</p> <p style="text-align: right;">88,707,497円</p>
	<p>しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ</p> <p style="text-align: right;">127,683,452円</p>
	<p>しんきん3資産ファンド（毎月決算型）</p> <p style="text-align: right;">4,979,228,551円</p>

	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	557,092,574円
	しんきん世界アロケーションファンド	128,965,376円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	149,393,231円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	571,020,315円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	198,157,585円
	合計	6,800,248,581円
※2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数		6,800,248,581円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△244,309,971円
合計	△244,309,971円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 2.0800円 (1万口当たり純資産額 20,800円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	国債証券	BGB 0.800 06/22/27	300,000.00	293,995.25	
		BGB 0.900 06/22/29	500,000.00	473,616.79	
		BGB 1.600 06/22/47	1,000,000.00	648,070.00	
		BGB 3.000 06/22/34	1,300,000.00	1,282,455.62	
		BGB 5.000 03/28/35	1,000,000.00	1,136,590.00	
		BTPS 0.950 08/01/30	2,200,000.00	2,028,373.60	

BTPS 2.500 12/01/32	700,000.00	672,837.90
BTPS 2.800 12/01/28	3,000,000.00	3,030,198.00
BTPS 2.950 02/15/27	400,000.00	403,391.60
BTPS 3.350 07/01/29	1,800,000.00	1,844,424.00
BTPS 3.450 07/15/31	2,600,000.00	2,667,280.20
BTPS 3.850 07/01/34	3,200,000.00	3,316,697.60
BTPS 4.050 10/30/37	1,900,000.00	1,968,489.30
BTPS 4.500 10/01/53	1,000,000.00	1,029,104.00
BTPS 5.000 08/01/39	1,500,000.00	1,691,730.00
DBR 0.000 08/15/31	2,000,000.00	1,738,550.00
DBR 0.250 02/15/29	2,200,000.00	2,066,856.00
DBR 1.700 08/15/32	3,200,000.00	3,026,624.00
DBR 3.250 07/04/42	1,500,000.00	1,499,394.00
DBR 4.000 01/04/37	3,000,000.00	3,293,244.00
DBR 4.750 07/04/28	850,000.00	903,660.50
DBR 4.750 07/04/34	1,700,000.00	1,958,148.40
FRTR 0.000 11/25/31	2,500,000.00	2,097,737.50
FRTR 1.250 05/25/34	1,000,000.00	845,890.00
FRTR 1.250 05/25/36	2,300,000.00	1,831,023.10
FRTR 1.500 05/25/31	2,800,000.00	2,604,067.20
FRTR 2.500 05/25/30	100,000.00	99,015.20
FRTR 2.750 10/25/27	2,700,000.00	2,721,686.40
FRTR 3.250 05/25/45	1,200,000.00	1,059,882.00
FRTR 4.000 10/25/38	3,000,000.00	3,061,146.00
FRTR 4.500 04/25/41	1,000,000.00	1,062,477.00
FRTR 5.750 10/25/32	1,900,000.00	2,205,379.40
IRISH 2.600 10/18/34	1,000,000.00	967,210.00
NETHER 0.000 07/15/31	450,000.00	389,209.05
NETHER 0.250 07/15/29	200,000.00	185,395.60
NETHER 0.500 01/15/40	1,400,000.00	963,174.80
NETHER 0.750 07/15/27	100,000.00	97,880.70
NETHER 2.500 01/15/33	1,550,000.00	1,524,663.70
PGB 2.875 10/20/34	1,500,000.00	1,477,500.00
RAGB 0.000 02/20/31	450,000.00	392,506.20
RAGB 0.500 04/20/27	400,000.00	391,820.80
RAGB 0.750 02/20/28	400,000.00	387,694.40
RAGB 1.500 02/20/47	900,000.00	610,325.10
RAGB 2.400 05/23/34	1,200,000.00	1,145,871.60
RFGB 3.000 09/15/34	1,000,000.00	993,790.00
SPGB 0.800 07/30/29	1,100,000.00	1,035,791.90
SPGB 1.500 04/30/27	1,550,000.00	1,536,367.75

	SPGB 1.950 04/30/26	300,000.00	299,800.20	
	SPGB 1.950 07/30/30	2,700,000.00	2,623,541.40	
	SPGB 2.350 07/30/33	500,000.00	477,311.50	
	SPGB 4.200 01/31/37	3,200,000.00	3,432,172.80	
	SPGB 4.700 07/30/41	2,200,000.00	2,456,806.00	
ユーロ合計		77,450,000.00	75,950,868.06 (13,881,540,155)	
	合計		13,881,540,155 (13,881,540,155)	

注1 通貨種類毎の小計／合計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券 52銘柄	100.0%	100.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金		46,762,450
コール・ローン		47,724,167
国債証券		11,489,723,253
特殊債券		2,498,647,807
未収利息		76,183,906
前払費用		4,002,071
流動資産合計		14,163,043,654
資産合計		14,163,043,654
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	5,810,982,439
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		8,352,061,215
元本等合計		14,163,043,654
純資産合計		14,163,043,654
負債純資産合計		14,163,043,654

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在	
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	5,339,259,721円
	期中追加設定元本額	980,781,367円
	期中一部解約元本額	509,058,649円
元本の内訳	しんきん海外ソブリン債セレクション 米国ソブリン債ポートフォリオ	123,953,869円
	しんきん海外ソブリン債セレクション 欧米ソブリン債ポートフォリオ	110,353,654円
	しんきん3資産ファンド（毎月決算型）	4,229,891,999円

	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	454,020,852円
	しんきん世界アロケーションファンド	108,904,804円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	126,248,285円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	487,549,582円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	170,059,394円
	合計	5,810,982,439円
※2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数		5,810,982,439円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p>

	有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	267,542,748円
特殊債券	68,178,914円
合計	335,721,662円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 2,437円 (1万口当たり純資産額 24,373円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	T 4.000 11/15/35	2,000,000.00	1,976,875.00	
		T-BOND 1.750 08/15/41	1,500,000.00	1,013,613.28	
		T-BOND 2.500 05/15/46	4,300,000.00	3,002,105.45	
		T-BOND 3.000 02/15/47	1,650,000.00	1,250,519.52	
		T-BOND 3.125 02/15/42	3,600,000.00	2,970,984.38	

	T-BOND 3.125 05/15/48	3,100,000.00	2,371,500.00	
	T-BOND 3.500 02/15/39	2,000,000.00	1,826,562.50	
	T-BOND 3.625 02/15/44	3,200,000.00	2,759,249.98	
	T-BOND 4.375 05/15/40	3,000,000.00	2,952,773.43	
	T-BOND 4.750 02/15/37	1,600,000.00	1,680,062.49	
	T-BOND 5.250 02/15/29	1,100,000.00	1,156,589.84	
	T-BOND 6.500 11/15/26	1,000,000.00	1,027,109.38	
	T-NOTE 0.625 08/15/30	1,600,000.00	1,390,312.49	
	T-NOTE 0.875 11/15/30	4,000,000.00	3,492,187.52	
	T-NOTE 1.250 08/15/31	3,800,000.00	3,308,523.42	
	T-NOTE 1.375 11/15/31	4,800,000.00	4,179,750.00	
	T-NOTE 1.500 02/15/30	3,000,000.00	2,751,328.14	
	T-NOTE 1.625 02/15/26	3,900,000.00	3,885,344.54	
	T-NOTE 1.625 05/15/26	3,700,000.00	3,668,376.54	
	T-NOTE 1.625 08/15/29	4,600,000.00	4,289,500.00	
	T-NOTE 2.250 11/15/27	4,600,000.00	4,490,390.64	
	T-NOTE 2.625 02/15/29	1,000,000.00	971,093.75	
	T-NOTE 3.125 11/15/28	5,900,000.00	5,826,480.45	
	T-NOTE 3.500 02/15/33	2,700,000.00	2,627,226.57	
	T-NOTE 4.250 08/15/35	5,500,000.00	5,552,421.87	
	T-NOTE 4.250 11/15/34	1,100,000.00	1,114,308.59	
	T-NOTE 4.375 05/15/34	2,200,000.00	2,254,054.68	
	国債証券 小計	80,450,000.00	73,789,244.45	(11,489,723,253)
	特殊債券			
	ASIA 1.875 01/24/30	5,300,000.00	4,930,324.57	
	ASIA 4.125 05/30/2030	3,000,000.00	3,047,188.53	
	IADB 4.125 02/15/29	1,400,000.00	1,422,420.25	
	IBRD 0.750 11/24/27	2,200,000.00	2,083,288.74	
	IBRD 1.875 10/27/26	2,600,000.00	2,558,154.87	
	IBRD 4.000 05/06/2032	2,000,000.00	2,005,426.76	
	特殊債券 小計	16,500,000.00	16,046,803.72	(2,498,647,807)
米ドル合計		96,950,000.00	89,836,048.17	(13,988,371,060)
合計			13,988,371,060	(13,988,371,060)

注1 通貨種類毎の小計／合計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 27銘柄	82.1%	82.1%
	特殊債券 6銘柄	17.9%	17.9%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきん高格付外国債券マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん高格付外国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

2025年12月12日現在		
資産の部		
流動資産		
預金		15,930,408
コール・ローン		3,260,508
国債証券		2,593,319,397
地方債証券		258,159,068
特殊債券		9,932,027
未収利息		10,154,015
前払費用		1,723,996
流動資産合計		2,892,479,419
資産合計		2,892,479,419
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	1,612,102,541
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		1,280,376,878
元本等合計		2,892,479,419
純資産合計		2,892,479,419
負債純資産合計		2,892,479,419

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在	
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	1,440,584,567円
	期中追加設定元本額	361,545,159円
	期中一部解約元本額	190,027,185円
元本の内訳	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	652,546,739円
	しんきん世界アロケーションファンド	75,075,898円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	87,293,070円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	228,177,390円

	しんきん高格付外国債券スペシャル（適格機関投資家限定） 569,009,444円 合計 1,612,102,541円
※2本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,612,102,541口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,433,861円
地方債証券	△2,592,084円
特殊債券	△152,466円
合計	2,689,311円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

2025年12月12日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 1,7942円 (1万口当たり純資産額 17,942円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券	CAN 0.500 12/01/30	1,971,000.00	1,741,965.18	
		CAN 1.500 12/01/31	2,250,000.00	2,050,440.72	
		CAN 2.000 06/01/32	1,930,000.00	1,796,446.20	
	国債証券 小計		6,151,000.00	5,588,852.10 (631,819,729)	
	地方債証券	ONT 3.800 12/02/34	750,000.00	750,828.15	
	地方債証券 小計		750,000.00	750,828.15 (84,881,122)	
カナダドル合計			6,901,000.00	6,339,680.25 (716,700,851)	

英ポンド	国債証券	UKT 0.250 07/31/31	990,000.00	806,754.92		
		UKT 0.375 10/22/30	50,000.00	42,351.99		
		UKT 1.000 01/31/32	1,090,000.00	908,570.90		
		UKT 3.250 01/31/33	800,000.00	750,979.65		
		UKT 4.250 06/07/32	920,000.00	928,329.22		
英ポンド合計			3,850,000.00	3,436,986.68 (716,852,311)		
ノルウェークローネ	国債証券	NGB 1.250 09/17/31	13,150,000.00	11,314,983.25		
		NGB 1.375 08/19/30	19,420,000.00	17,294,869.40		
		NGB 1.750 09/06/29	1,750,000.00	1,618,608.35		
		NGB 2.125 05/18/32	17,900,000.00	15,983,164.18		
ノルウェークローネ合計			52,220,000.00	46,211,625.18 (715,355,957)		
オーストラリアドル	国債証券	ACGB 1.000 11/21/31	950,000.00	783,484.00		
		ACGB 1.000 12/21/30	1,680,000.00	1,433,275.20		
		ACGB 1.250 05/21/32	440,000.00	362,014.40		
		ACGB 1.500 06/21/31	1,120,000.00	965,484.80		
		ACGB 2.500 05/21/30	1,147,000.00	1,067,478.49		
		ACGB 2.750 11/21/29	511,000.00	484,463.77		
	国債証券 小計			5,848,000.00	5,096,200.66 (529,291,400)	
	地方債証券	NSWTC 3.000 04/20/29	1,330,000.00	1,273,435.10		
		QTC 1.500 08/20/32	490,000.00	394,944.90		
	地方債証券 小計			1,820,000.00	1,668,380.00 (173,277,946)	
	特殊債券	IADB 3.150 06/26/29	100,000.00	95,629.00		
	特殊債券 小計			100,000.00	95,629.00 (9,932,027)	
オーストラリアドル合計			7,768,000.00	6,860,209.66 (712,501,373)		
合計				2,861,410,492 (2,861,410,492)		

注1 通貨種類毎の小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の()内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
カナダドル	国債証券	3銘柄	88.2%	22.1%
	地方債証券	1銘柄	11.8%	3.0%
英ポンド	国債証券	5銘柄	100.0%	25.0%
ノルウェークローネ	国債証券	4銘柄	100.0%	25.0%
オーストラリアドル	国債証券	6銘柄	74.3%	18.5%
	地方債証券	2銘柄	24.3%	6.1%
	特殊債券	1銘柄	1.4%	0.3%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきんＪリートマザーファンドⅡ」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんＪリートマザーファンドⅡ

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		2025年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		33,720,453
投資証券		8,387,128,900
未収配当金		56,021,400
未収利息		323
流動資産合計		8,476,871,076
資産合計		8,476,871,076
負債の部		
流動負債		
未払金		29,877,845
流動負債合計		29,877,845
負債合計		29,877,845
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	2,540,724,113
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		5,906,269,118
元本等合計		8,446,993,231
純資産合計		8,446,993,231
負債純資産合計		8,476,871,076

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
-----------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在	
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	2,151,139,528円
	期中追加設定元本額	1,036,485,906円
	期中一部解約元本額	646,901,321円
	元本の内訳	
	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）	1,010,716,458円
	しんきん世界アロケーションファンド	196,487,345円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型）	229,967,331円
	しんきん3資産ファンド（1年決算型）	724,431,975円
	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型）	379,121,004円
	合計	2,540,724,113円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	2,540,724,113口	

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。
-------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2025年12月12日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	743, 183, 205円
合計	743, 183, 205円

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

	2025年12月12日現在
	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年12月12日現在
1口当たり純資産額 3,3246円 (1万口当たり純資産額 33,246円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	S O S i L A物流リート投資法人	150	18,330,000	
	三井不動産アコモデーションファンド投資法人	1,050	137,760,000	
	森ヒルズリート投資法人	885	129,741,000	
	産業ファンド投資法人	1,145	171,292,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	1,380	232,806,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	940	130,942,000	
	G L P投資法人	2,950	429,520,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	365	120,267,500	
	日本プロロジスリート投資法人	4,570	417,241,000	
	星野リゾート・リート投資法人	645	160,863,000	
	O n e リート投資法人	355	31,666,000	
	イオンリート投資法人	250	33,650,000	
	ヒューリックリート投資法人	875	153,212,500	
	日本リート投資法人	1,175	117,500,000	
	積水ハウス・リート投資法人	1,590	125,610,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人	2,535	427,654,500	
	いちごホテルリート投資法人	405	51,678,000	
	ラサールロジポート投資法人	1,375	213,537,500	
	スターアジア不動産投資法人	1,600	97,280,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,450	172,840,000	
	三菱地所物流リート投資法人	925	120,250,000	
	C R E ロジスティクスファンド投資法人	150	25,230,000	
	日本ビルファンド投資法人	4,150	597,600,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	3,630	466,092,000	
	日本都市ファンド投資法人	4,130	500,143,000	
	オリックス不動産投資法人	3,295	345,975,000	
日本プライムリアルティ投資法人	1,926	204,156,000		

NTT都市開発リート投資法人	660	91,344,000	
東急リアル・エステート投資法人	700	142,660,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	210	29,211,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	1,563	283,371,900	
森トラストリート投資法人	855	65,493,000	
インヴィンシブル投資法人	3,960	260,964,000	
フロンティア不動産投資法人	370	34,521,000	
平和不動産リート投資法人	280	42,924,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	1,750	179,900,000	
福岡リート投資法人	220	40,986,000	
KDX不動産投資法人	2,385	416,659,500	
いちごオフィスリート投資法人	690	67,965,000	
大和証券オフィス投資法人	515	190,292,500	
阪急阪神リート投資法人	100	16,800,000	
大和ハウスリート投資法人	2,940	414,540,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,640	226,512,000	
大和証券リビング投資法人	680	75,684,000	
ジャパンエクセレント投資法人	1,160	174,464,000	
合計	65,574	8,387,128,900	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

「しんきんグローバルリートマザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんグローバルリートマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

2025年12月12日現在		
資産の部		
流動資産		
預金		8,093,006
コール・ローン		160,865
投資証券		5,836,105,537
未収入金		105,036
未収配当金		12,030,034
未収利息		1
流動資産合計		5,856,494,479
資産合計		5,856,494,479
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2	1,870,932,511
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		3,985,561,968
元本等合計		5,856,494,479
純資産合計		5,856,494,479
負債純資産合計		5,856,494,479

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2025年12月12日現在	
<p>本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区分	2025年12月12日現在
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,443,878,864円
	期中追加設定元本額 948,007,094円
	期中一部解約元本額 520,953,447円
元本の内訳	しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 1,068,771,570円
	しんきん世界アロケーションファンド 170,226,133円
	しんきん世界アロケーションファンド（積極型） 242,546,596円

	しんきんグローバル6資産ファンド（1年決算型） 389,388,212円
	合計 1,870,932,511円
※2 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,870,932,511口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

		2025年12月12日現在
種類		当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券		△54,650,414円
合計		△54,650,414円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

		2025年12月12日現在
		該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

		自 2025年6月13日 至 2025年12月12日
		該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		2025年12月12日現在
		1口当たり純資産額 3,130.3円
		(1万口当たり純資産額 31,303円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	3,259	65,636.26	
		AGREE REALTY CORP	2,766	197,105.16	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	1,794	37,530.48	
		ALEXANDER'S INC	52	11,247.08	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES INC	3,898	177,631.86	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	267	4,520.31	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,195	22,979.85	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	4,166	194,552.20	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	8,136	253,924.56	
		AMERICOLD REALTY TRUST	7,038	87,904.62	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	3,210	18,425.40	

APPLE HOSPITALITY REIT INC	5,472	65,171.52	
ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	1,901	13,059.87	
AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,542	623,639.94	
BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	1,251	3,327.66	
BRANDYWINE REALTY TRUST	4,583	13,794.83	
BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	7,667	196,198.53	
BROADSTONE NET LEASE INC	4,674	82,496.10	
BRT APARTMENTS CORP	240	3,578.40	
BXP Inc	3,678	263,418.36	
CAMDEN PROPERTY TRUST	2,667	277,821.39	
CARETRUST REIT INC	5,516	198,189.88	
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	448	16,508.80	
CENTERSPACE	417	26,779.74	
CHATHAM LODGING TRUST	1,343	9,172.69	
CITY OFFICE REIT INC	1,173	8,152.35	
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	669	10,101.90	
COPT DEFENSE PROPERTIES	2,785	81,266.30	
COUSINS PROPERTIES INC	4,151	104,439.16	
CTO REALTY GROWTH INC	711	12,556.26	
CUBESMART	5,708	207,885.36	
CURBLINE PROPERTIES CORP	2,392	54,298.40	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	5,065	45,888.90	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	23,100	11,781.00	
DIGITAL REALTY TRUST INC	7,985	1,268,177.70	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	5,405	25,295.40	
DOUGLAS EMMETT INC	3,353	39,431.28	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	9,100	—	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES, INC.	1,075	23,553.25	
EASTGROUP PROPERTIES INC	1,331	245,250.06	
ELME COMMUNITIES	2,184	37,979.76	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	3,395	23,459.45	
EPR PROPERTIES	1,881	93,560.94	
EQUINIX INC	2,437	1,837,814.81	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	4,832	297,409.60	
EQUITY RESIDENTIAL	8,656	524,813.28	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	4,898	149,682.88	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,604	414,040.52	
EXTRA SPACE STORAGE INC	5,287	703,276.74	

FARMLAND PARTNERS INC	1,053	10,519.47	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,968	194,399.04	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	3,319	195,920.57	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,581	59,388.81	
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	1,957	1,879.11	
FRONTVIEW REIT INC	498	7,474.98	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	7,056	296,634.24	
GETTY REALTY CORP	1,283	36,501.35	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,131	12,214.80	
GLADSTONE LAND CORP	916	8,253.16	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	327	11,418.84	
GLOBAL NET LEASE INC	4,896	40,392.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	8,689	150,841.04	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	17,321	288,914.28	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	2,689	70,075.34	
HOST HOTELS & RESORTS INC	15,954	289,246.02	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	1,338	17,942.58	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	5,768	98,113.68	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	1,483	8,260.31	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	696	36,268.56	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	1,923	55,747.77	
INVITATION HOMES INC	14,047	372,947.85	
IRON MOUNTAIN INC	7,356	647,548.68	
JBG SMITH PROPERTIES	1,532	26,855.96	
KILROY REALTY CORP	2,752	111,648.64	
KIMCO REALTY CORP	16,867	339,532.71	
KITE REALTY GROUP TRUST	5,550	128,149.50	
LAMAR ADVERTISING CO-A	2,166	279,890.52	
LINEAGE INC	1,414	52,233.16	
LTC PROPERTIES INC	1,137	39,078.69	
LXP INDUSTRIAL TRUST	1,461	73,312.98	
MACERICH CO/THE	6,246	115,800.84	
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	34,368	2,646.33	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	12,190	62,534.70	
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	2,916	387,711.36	
MILLROSE PROPERTIES	3,897	124,626.06	

MODIV INDUSTRIAL INC	221	3,295.11	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	1,755	52,211.25	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,173	88,995.51	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	380	9,937.00	
NETSTREIT CORP	2,061	36,417.87	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	803	2,649.90	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST	587	17,539.56	
NNN REIT INC	4,730	188,443.20	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC	7,349	321,371.77	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	430	9,030.00	
ORION PROPERTIES INC	1,293	2,560.14	
OUTFRONT MEDIA INC	3,613	85,194.54	
PARAMOUNT GROUP INC	4,574	30,234.14	
PARK HOTELS & RESORTS INC	4,973	53,708.40	
PEAKSTONE REALTY TRUST	961	13,972.94	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	2,943	33,108.75	
PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	3,104	107,895.04	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	3,081	25,695.54	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,104	24,144.48	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	610	9,211.00	
PRIME US REIT	18,570	3,695.43	
PROLOGIS INC	23,115	3,017,894.40	
PUBLIC STORAGE	3,933	1,076,501.43	
REALTY INCOME CORP	22,772	1,303,013.84	
REGENCY CENTERS CORP	4,076	276,189.76	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	5,900	245,735.00	
RLJ LODGING TRUST	3,685	28,042.85	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,557	150,655.32	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	6,064	113,942.56	
SAFEHOLD INC	1,219	17,078.19	
SAUL CENTERS INC	310	9,693.70	
SERVICE PROPERTIES TRUST	4,275	8,079.75	
SILA REALTY TRUST INC	1,364	30,744.56	
SIMON PROPERTY GROUP INC	8,132	1,478,804.20	
SITE CENTERS CORP	1,528	11,154.40	
SL GREEN REALTY CORP	1,755	78,536.25	
SMARTSTOP SELF STORAGE REIT	773	25,632.68	
STAG INDUSTRIAL INC	4,614	176,070.24	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	2,622	13,319.76	
SUN COMMUNITIES INC	2,930	360,917.40	

		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	4,700	43,146.00	
		TANGER INC	2,797	93,112.13	
		TERRENO REALTY CORP	2,596	161,652.92	
		UDR INC	7,525	268,040.50	
		UMH PROPERTIES INC	1,983	31,509.87	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	309	13,039.80	
		URBAN EDGE PROPERTIES	3,127	60,757.61	
		VENTAS INC	11,319	874,619.13	
		VERIS RESIDENTIAL INC	2,007	29,302.20	
		VICI PROPERTIES INC	26,560	746,867.20	
		VORNADO REALTY TRUST	3,986	139,709.30	
		WELLTOWER INC	16,658	3,081,230.26	
		WHITESTONE REIT	1,067	14,372.49	
		WP CAREY INC	5,454	356,746.14	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	2,380	34,557.60	
米ドル合計			642,509	29,229,635.73 (4,551,346,579)	
カナダドル	投資証券	ALLIED PROPERTIES REIT	1,582	20,629.28	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,363	10,018.05	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	603	37,283.49	
		CAN APARTMENT PROP REIT	1,909	68,914.90	
		CHOICE PROPERTIES REIT	3,970	57,763.50	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,260	19,000.80	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,246	19,699.26	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,445	41,029.95	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT	215	3,756.05	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,600	48,620.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT	738	57,165.48	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,191	31,686.63	
		INTERRENT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,617	21,312.06	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,537	24,868.66	
		MINTO APARTMENT REIT	396	5,155.92	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	392	6,546.40	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	683	5,149.82	
NORTHWEST HEALTHCARE	3,108	16,006.20			

		PROPERTIES REIT			
		PRIMARIS REIT	1,455	22,217.85	
		RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,603	65,322.39	
		SLATE GROCERY REIT	821	12,142.59	
		SMARTCENTRES REIT VAR VT UN	1,805	45,323.55	
カナダドル合計			37,539	639,612.83 (72,308,230)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	1,184	74,947.20	
		ALTAREA	165	17,193.00	
		ASCENCIO	138	6,996.60	
		CARE PROPERTY INVEST	895	9,809.20	
		CARE PROPERTY INVEST NV-RTS	895	6.44	
		CARMILA	1,557	25,815.06	
		COFINIMMO	947	70,551.50	
		COVIVIO	1,352	72,805.20	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,108	28,420.20	
		GECINA SA	1,318	104,846.90	
		HAMBORNER REIT AG	1,757	7,599.02	
		ICADE	809	16,665.40	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZIONE	1,704	5,725.44	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	8,371	43,194.36	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	12,604	11,898.17	
		KLEPIERRE	5,458	179,022.40	
		MERCIALYS	2,302	24,263.08	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	9,891	121,362.57	
		MONTEA NV	526	36,294.00	
		NSI NV	359	6,993.32	
		RETAIL ESTATES	326	20,179.40	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	771	22,705.95	
		STONEWEG EUROPE STAPLED TRUST	9,580	15,136.40	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,035	274,606.80			
VASTNED NV	194	5,994.60			
WAREHOUSES DE PAUW SCA	4,657	96,586.18			
WERELDHAVE NV	977	18,289.44			
XIOR STUDENT HOUSING NV	966	26,854.80			
ユーロ合計			73,846	1,344,762.63 (245,782,265)	
英ポンド	投資証券	AEW UK REIT PLC	3,243	3,418.12	
		BIG YELLOW GROUP PLC	4,844	48,633.76	

		BRITISH LAND CO PLC	25,204	96,632.13	
		CLS HOLDINGS PLC	2,922	1,706.44	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	10,797	8,669.99	
		DERWENT LONDON PLC	2,770	45,012.50	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	17,018	12,644.37	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	9,993	30,478.65	
		HAMMERSON PLC	13,104	40,281.69	
		HELICAL PLC	3,052	5,768.28	
		HOME REIT PLC	19,023	—	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	18,409	107,784.69	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	6,584	2,541.42	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	57,897	104,619.87	
		NEWRIVER REIT PLC	9,960	6,752.88	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	12,942	9,344.12	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	61,575	57,972.86	
		PRS REIT PLC/THE	13,525	15,337.35	
		REGIONAL REIT LTD	2,447	2,539.98	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	5,376	36,556.80	
		SCHRODER REIT LTD	13,618	7,353.72	
		SEGRO PLC	33,731	232,878.82	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	48,266	65,834.82	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	9,869	6,414.85	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	30,210	23,624.22	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	16,161	15,191.34	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	62,640	90,514.80	
		UNITE GROUP PLC	10,602	55,289.43	
		WORKSPACE GROUP PLC	3,764	14,190.28	
			529,546	1,147,988.18 (239,435,894)	
英ポンド合計					
オーストラリアドル	投資証券	ABACUS GROUP	12,007	14,288.33	
		ABACUS STORAGE KING	10,779	16,168.50	
		ARENA REIT	9,920	34,620.80	
		BWP TRUST	13,893	54,599.49	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	20,556	43,373.16	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	13,210	43,857.20	
		CENTURIA OFFICE REIT	11,319	12,620.68	
		CHARTER HALL GROUP	11,854	291,489.86	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	16,151	66,219.10	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	12,560	50,114.40	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE	7,719	23,234.19	

		CROMWELL PROPERTY GROUP	42,034	19,755.98	
		DEXUS	27,151	190,328.51	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	6,669	18,139.68	
		DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	10,482	24,527.88	
		GOODMAN GROUP	50,590	1,477,228.00	
		GPT GROUP	47,337	256,093.17	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTRALIA	6,679	16,497.13	
		HEALTHCO REIT	11,208	8,630.16	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	46,419	63,826.12	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	10,049	49,843.04	
		MIRVAC GROUP	97,508	197,941.24	
		NATIONAL STORAGE REIT	34,385	95,590.30	
		REGION GROUP	28,691	69,719.13	
		RURAL FUNDS TRUST	9,451	18,996.51	
		SCENTRE GROUP	129,731	539,680.96	
		STOCKLAND	59,303	345,143.46	
		VICINITY CENTRES	96,023	241,977.96	
		WAYPOINT REIT	16,269	42,624.78	
オーストラリアドル合計			869,947	4,327,129.72 (449,415,692)	
ニュージーランドドル	投資証券	GOODMAN PROPERTY TRUST	25,644	51,800.88	
		VITAL HEALTHCARE PROPERTY TRUST	12,788	26,087.52	
ニュージーランドドル合計			38,432	77,888.40 (7,055,131)	
香港ドル	投資証券	CHAMPION REIT	47,000	103,400.00	
		FORTUNE REIT	39,000	191,100.00	
		LINK REIT	64,500	2,220,090.00	
		PROSPERITY REIT	31,000	44,020.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	16,000	36,640.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	71,000	61,770.00	
香港ドル合計			268,500	2,657,020.00 (53,166,970)	
シンガポールドル	投資証券	AIMS APAC REIT	15,279	22,001.76	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	95,750	262,355.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	67,389	63,008.71	
		CAPITALAND CHINA TRUST	31,908	25,047.78	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	144,301	334,778.32	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	18,350	15,230.50	

		EC WORLD REIT	4,400	—	
		ESR-REIT	13,726	37,334.72	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	26,700	16,153.50	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	34,754	78,196.50	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	72,903	71,080.42	
		KEPPEL DC REIT	49,461	110,792.64	
		KEPPEL REIT	59,250	61,027.50	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	54,621	32,772.60	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	53,169	107,401.38	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	84,292	108,736.68	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	55,909	79,949.87	
		OUÉ REIT	54,100	18,935.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	10,900	44,145.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	15,700	10,519.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	40,800	23,460.00	
		SUNTEC REIT	54,500	74,120.00	
シンガポールドル合計			1,058,162	1,597,046.88 (192,492,060)	
韓国ウォン	投資証券	ESR KENDALL SQUARE REIT LTD	4,767	21,379,995.00	
		HAMWHA REIT LTD	3,262	13,569,920.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,610	6,923,000.00	
		JR GLOBAL REIT	4,976	14,977,760.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,140	5,078,700.00	
		LOTTE REIT CO LTD	3,907	16,038,235.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,834	16,408,860.00	
		SK REITS CO LTD	4,793	27,224,240.00	
韓国ウォン合計			27,289	121,600,710.00 (12,877,515)	
イスラエル・シエケル	投資証券	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	19,535	45,672.83	
		REIT 1 LTD	5,029	134,022.85	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	6,150	71,832.00	
イスラエル・シエケル合計			30,714	251,527.68 (12,225,201)	
合計				5,836,105,537 (5,836,105,537)	

注1 通貨種類毎の小計／合計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

注2 合計欄の（ ）内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。

注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 140銘柄	100.0%	78.0%
カナダドル	投資証券 22銘柄	100.0%	1.3%
ユーロ	投資証券 28銘柄	100.0%	4.2%
英ポンド	投資証券 29銘柄	100.0%	4.1%
オーストラリアドル	投資証券 29銘柄	100.0%	7.7%
ニュージーランドドル	投資証券 2銘柄	100.0%	0.1%
香港ドル	投資証券 6銘柄	100.0%	0.9%
シンガポールドル	投資証券 22銘柄	100.0%	3.3%
韓国ウォン	投資証券 8銘柄	100.0%	0.2%
イスラエル・シェケル	投資証券 3銘柄	100.0%	0.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 2025年12月30日現在

しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）

I 資産総額	20,204,226,559 円
II 負債総額	11,528,690 円
III 純資産総額（I－II）	20,192,697,869 円
IV 発行済数量	17,462,844,410 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1563 円

（参考）「しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型）」が投資する「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドII」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドII」および「しんきんグローバルリートマザーファンド」の純資産額計算書は、以下のとおりです。

しんきん好配当利回り株マザーファンド

I 資産総額	42,769,891,786 円
II 負債総額	499,541,450 円
III 純資産総額（I－II）	42,270,350,336 円
IV 発行済数量	7,418,895,247 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.6977 円

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

I 資産総額	34,724,549,160 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	34,724,549,160 円
IV 発行済数量	6,027,782,724 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.7607 円

しんきん国内債券マザーファンドII

I 資産総額	8,915,589,606 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額（I－II）	8,915,589,606 円
IV 発行済数量	7,592,998,342 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1742 円

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	14,338,448,440 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I－II)	14,338,448,440 円
IV 発行済数量	6,809,742,814 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1056 円

しんきん米国ソブリン債マザーファンド

I 資産総額	14,320,141,755 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I－II)	14,320,141,755 円
IV 発行済数量	5,820,765,120 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4602 円

しんきん高格付外国債券マザーファンド

I 資産総額	2,931,272,926 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I－II)	2,931,272,926 円
IV 発行済数量	1,611,201,792 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8193 円

しんきんJリートマザーファンドII

I 資産総額	8,601,896,110 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I－II)	8,601,896,110 円
IV 発行済数量	2,540,804,287 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3855 円

しんきんグローバルリートマザーファンド

I 資産総額	5,960,979,427 円
II 負債総額	— 円
III 純資産総額 (I－II)	5,960,979,427 円
IV 発行済数量	1,868,900,252 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1896 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年12月30日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位：百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	99	879,404
単位型公社債投資信託	54	90,783
単位型株式投資信託	91	163,786
合計	244	1,133,974

(注) 純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379
前払費用			36,090		38,575
未収委託者報酬			714,228		695,298
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424
未収収益			53		26,135
未収還付消費税等			-		4,194
その他の流動資産			8,804		8,662
流動資産計			9,360,369		4,827,670
固定資産					
有形固定資産	*1		96,118		95,211
建物		66,035		61,724	
器具備品		30,082		33,486	
無形固定資産			30,478		20,023
ソフトウェア		28,836		18,492	
電話加入権		959		959	
その他		681		571	
投資その他の資産			61,265		5,060,188
長期預金		-		5,000,000	
投資有価証券		22,943		22,314	
長期前払費用		1,735		1,920	
繰延税金資産		36,586		35,953	
固定資産計			187,861		5,175,422
資産合計			9,548,231		10,003,093

科 目	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			525,427		527,860
未払手数料	*2	446,175		446,076	
その他未払金		79,251		81,783	
未払法人税等			99,630		87,968
未払消費税等			23,241		16,552
未払事業所税			2,368		2,324
賞与引当金			85,497		84,777
その他の流動負債			4,498		4,579
流動負債計			740,664		724,062
固定負債					
退職給付引当金			149,819		136,020
役員退職慰労引当金			16,156		20,312
固定負債計			165,976		156,332
負債合計			906,640		880,395
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			8,641,284		9,122,882
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			8,441,284		8,922,882
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882	
別途積立金		7,700,000		8,280,000	
繰越利益剰余金		739,284		640,882	
評価・換算差額等			307		△185
その他有価証券評価差額金			307		△185
純資産合計			8,641,591		9,122,697
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093

(2) 【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度		当事業年度	
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			5,755,477		5,340,764
運用受託報酬	*1		119,263		137,412
営業収益計			5,874,740		5,478,177
営業費用					
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671
広告宣伝費			56,076		62,062
調査費			862,064		884,082
調査研究費		602,300		610,815	
委託調査費		259,764		273,266	
営業雑経費			78,304		74,675
印刷費		67,921		64,760	
郵便料		130		123	
電信電話料		5,157		4,846	
協会費		5,094		4,945	
営業費用計			3,831,061		3,673,492
一般管理費					
給料			738,208		721,645
役員報酬		66,058		63,295	
給料・手当		493,278		481,210	
賞与		73,133		71,675	
法定福利費		100,162		99,431	
福利厚生費		5,575		6,032	
賞与引当金繰入			85,414		84,096
退職給付費用			80,176		79,421
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656
交際費			4,789		3,280
旅費交通費			9,001		7,619
租税公課			22,609		20,777
不動産賃借料			62,981		63,355
固定資産減価償却費			28,300		27,450
諸経費			156,090		152,847
一般管理費計			1,198,235		1,169,148
営業利益			845,443		635,536
営業外収益					
受取利息	*1		132		59,650
その他営業外収益			328		255
営業外収益計			461		59,906
営業外費用					
雑損失			4,534		2,205
営業外費用計			4,534		2,205
経常利益			841,371		693,236

科 目	注記 番号	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,426		-
特別損失計			3,426		-
税引前当期純利益			837,944		693,236
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869
法人税等調整額			1,993		769
当期純利益			585,023		481,598

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	585,023	585,023	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	710,000	△124,976	585,023	585,023
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	585,023
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	580,000	△580,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	481,598	481,598	481,598
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	580,000	△98,401	481,598	481,598
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	481,598
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△492	△492	△492
当期変動額合計	△492	△492	481,106
当期末残高	△185	△185	9,122,697

重要な会計方針

	<p style="text-align: center;">当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. 収益および費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
建 物	85,996 千円	90,508 千円
器具備品	46,782 千円	43,526 千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
普通預金	7,469,689 千円	3,741,388 千円
定期預金	1,000,000 千円	- 千円
未収運用受託報酬	2,051 千円	- 千円
未払手数料	214,856 千円	260,208 千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
運用受託報酬	68,151 千円	59,960 千円
受取利息	129 千円	2,714 千円
支払手数料	2,203,996 千円	2,126,084 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	—
合計	22,943	22,943	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,583,432	8,583,432	—
(2) 未収委託者報酬	714,228	714,228	—
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	—
合計	9,315,133	9,315,133	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,943	—	22,943
合計	—	22,943	—	22,943

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金（長期預金除く）、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	—
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
(1) 預金	4,034,033	4,034,033	—	—
(2) 未収委託者報酬	695,298	695,298	—	—
(3) 未収収益	26,135	26,135	—	—
(4) 未収運用受託報酬	20,424	20,424	—	—
(5) 長期預金	5,000,000	—	—	5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892	—	5,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,314	—	22,314
合計	—	22,314	—	22,314

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,924,742	—	4,924,742
合計	—	4,924,742	—	4,924,742

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	△491
小計	20,008	20,500	△491
合計	22,943	22,500	443

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	19,540	20,500	△959
小計	19,540	20,500	△959
合計	22,314	22,500	△185

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4. 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	△17,272	△32,744
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	149,819	136,020

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	19,805	18,944

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 52,340 千円、当事業年度 51,552 千円であります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
差引額	<u>△89,255,425</u>	<u>△21,384,301</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2023年3月分) 0.1104%	(2024年3月分) 0.1125%
(3) 補足説明	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高147,969,513千円および年金財政計算上の別途積立金58,714,087千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>	<p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高134,623,732千円および年金財政計算上の別途積立金113,239,430千円であります。</p> <p>本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。</p>

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金	—	58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産 小計	87,544	85,287
評価性引当額	△50,821	△49,334
繰延税金資産 合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△135	—
繰延税金負債 合計	△135	—
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	890,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,203,996 千円 68,151 千円 70,903 千円 49,958 千円	未払 手数料	214,856 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	594,916 千円	未払 手数料	132,162 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	890,998 百万円	信用金 庫連合 会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1 人	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,126,084 千円 59,960 千円 59,239 千円 49,958 千円	未払 手数料	260,208 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の兼 務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	483,375 千円	未払 手数料	86,274 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1 株当たり純資産額	2,160,397 円 84 銭	2,280,674 円 43 銭
1 株当たり当期純利益金額	146,255 円 82 銭	120,399 円 68 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益金額	585,023 千円	481,598 千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023 千円	481,598 千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月17日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 熊谷 充孝
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過

程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

2 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		4,153,532
前払費用		77,991
未収委託者報酬		753,339
未収運用受託報酬		19,135
未収収益		26,524
その他の流動資産		8,178
流動資産計		5,038,700
固定資産		
有形固定資産 * 1		88,760
建物	59,792	
器具備品	28,967	
無形固定資産		16,504
ソフトウェア	15,028	
電話加入権	959	
その他	516	
投資その他の資産		5,053,389
長期預金	5,000,000	
投資有価証券	22,854	
長期前払費用	1,532	
繰延税金資産	29,001	
固定資産計		5,158,654
資産合計		10,197,355

当中間会計期間末
2025年9月30日

科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		555,258
未払手数料	469,273	
その他未払金	85,985	
未払法人税等		78,750
未払消費税等		25,462
未払事業所税		1,171
賞与引当金		65,728
その他の流動負債		6,315
流動負債計		732,686
固定負債		
退職給付引当金		112,368
役員退職慰労引当金		13,456
固定負債計		125,825
負債合計		858,511
(純資産の部)		
株主資本		9,338,601
資本金		200,000
利益剰余金		9,138,601
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	9,136,601	
別途積立金	8,760,000	
繰越利益剰余金	376,601	
評価・換算差額等		243
その他有価証券評価差額金	243	
純資産合計		9,338,844
負債・純資産合計		10,197,355

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 2025年4月1日		
至 2025年9月30日		
科目	金額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,637,463
運用受託報酬		36,427
営業収益計		2,673,891
営業費用		
支払手数料		1,300,577
広告宣伝費		36,121
調査費		458,513
調査研究費	316,226	
委託調査費	142,286	
営業雑経費		34,673
印刷費	29,815	
郵便料	102	
電信電話料	2,523	
協会費	2,231	
営業費用計		1,829,885
一般管理費		
給料		327,181
役員報酬	31,701	
給料・手当	240,767	
法定福利費	51,477	
福利厚生費	3,235	
賞与引当金繰入		62,395
退職給付費用		44,191
役員退職慰労引当金繰入		5,143
交際費		1,428
旅費交通費		5,506
租税公課		10,078
不動産賃借料		31,893
固定資産減価償却費 * 1		13,235
諸経費		77,145
一般管理費計		578,201
営業利益		265,804
営業外収益		
受取利息		34,969
その他営業外収益		273
営業外収益計		35,242
営業外費用		
雑損失		1,457
営業外費用計		1,457
経常利益		299,589

当中間会計期間		
自 2025年4月1日		
至 2025年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別損失		
固定資産除却損	758	
特別損失計		758
税引前中間純利益		298,831
法人税、住民税および事業税		76,273
法人税等調整額		6,839
中間純利益		215,718

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	480,000	△480,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	215,718	215,718	215,718
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	480,000	△264,281	215,718	215,718
当中間期末残高	200,000	2,000	8,760,000	376,601	9,138,601	9,338,601

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△185	△185	9,122,697
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	215,718
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	428	428	428
当中間期変動額合計	428	428	216,146
当中間期末残高	243	243	9,338,844

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。</p> <p>(1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項 目	当中間会計期間末 2025年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	92,440 千円
	器具備品	44,164 千円

(中間損益計算書関係)

項 目	当中間会計期間 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,899 千円
	無形固定資産	5,336 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2025年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金(長期預金除く)、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,881,029	△118,970
投資有価証券	22,854	22,854	—
合計	5,022,854	4,903,884	△118,970

(注) 上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	22,854	—	22,854
合計	—	22,854	—	22,854

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	4,881,029	—	4,881,029
合計	—	4,881,029	—	4,881,029

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2025年9月30日)

(単位: 千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	3,254	2,000	1,254
小計	3,254	2,000	1,254
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	19,600	20,500	△899
小計	19,600	20,500	△899
合計	22,854	22,500	354

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間	
自 2025年4月1日	
至 2025年9月30日	
委託者報酬	2,637,463 千円
運用受託報酬	36,427 千円
合計	2,673,891 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間	
自	2025年4月1日
至	2025年9月30日
1株当たり純資産額	2,334,711円7銭
1株当たり中間純利益	53,929円60銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	215,718千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る中間純利益	215,718千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

しんきんグローバル6資産ファンド(毎月決算型)

約 款

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第20条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券、しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券、しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券、しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券、しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券、しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券、しんきんJリートマザーファンドⅡ受益証券およびしんきんグローバルリートマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および不動産投資信託証券へ分散投資を行います。

② 各マザーファンド受益証券への資金配分は、原則として、6つの資産の割合が、投資信託財産の純資産総額に対して、おおむね1/6ずつになるよう、それぞれ以下に定める範囲内で投資します。

<国内株式> 16% (±10%)

しんきん好配当利回り株マザーファンド受益証券

<外国株式> 16% (±10%)

しんきん世界好配当利回り株マザーファンド受益証券

<国内債券> 16% (±10%)

しんきん国内債券マザーファンドⅡ受益証券

<外国債券> 16% (±10%)

しんきん欧州ソブリン債マザーファンド受益証券

しんきん米国ソブリン債マザーファンド受益証券

しんきん高格付外国債券マザーファンド受益証券

<国内不動産投信> 16% (±10%)

しんきんJリートマザーファンドⅡ受益証券

<外国不動産投信> 16% (±10%)

しんきんグローバルリートマザーファンド受益証券

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 分配金は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託者が基準価額等を勘案して決定します。
- ③ 留保金は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託

しんきんグローバル6資産ファンド（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託契約の解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

- ② 受益権の取得申込者は、委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。
- ③ この投資信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億口を上限として均等に分

割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を

行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② （削除）

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの金融商品取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、受益権の取得の申込みを受付けないものとし、ただし、第38条第2項のただし書き以外に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託の申込みによってこれを受付けるものとし、
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる当該価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社が定めるものとし、
- ⑥ 受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情がある時は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益証券の種類）

第13条 （削除）

（受益証券の再交付）

第14条 （削除）

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第15条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第16条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、しんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「しんきん好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん世界好配当利回り株マザーファンド」、「しんきん国内債券マザーファンドⅡ」、「しんきん欧州ソブリン債マザーファンド」、「しんきん米国ソブリン債マザーファンド」、「しんきん高格付外国債券マザーファンド」、「しんきんJリートマザーファンドⅡ」および「しんきんグローバルリートマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図を行うことができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投

資信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第17条、第18条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第21条、第23条、第28条および第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第20条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（公社債の借入れ）

第21条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入にかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額に当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信託業務の委託等）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係

人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為。

(有価証券の保管)

第25条 (削 除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について、円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求、有価証券の売却および再投資の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 第1項の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第31条 投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年6月15日から平成18年9月12日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利

息および投資信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額）

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第36条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金等の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い）

第38条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に支払われます。

- ② 委託者の指定する登録金融機関は、別に定める契約に基づき、収益分配金を再投資する受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第41条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 委託者の指定する登録金融機関は、受益者が、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

- ④ 前項の場合、収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑦ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い）

第39条（削除）

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については毎計算期間終了日1ヵ月以内の委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、およびに信託終了による償還金については第38条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第41条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンもしくはフランクフルトの証券取引所の休業日またはニューヨーク、ロンドン

もしくはフランクフルトの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項についてあらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の投資信託約款の変更を行いません。

- ⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第42条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者と受託者との協議により決定するものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(付 則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条（受益証券の発行）、第11条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成18年6月15日（信託契約締結日）

委託者	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社

(ご参考)

親投資信託 しんきん好配当利回り株マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 14 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として予想配当利回りが市場平均を上回ると判断できる株式に投資し、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- ② 銘柄の選定にあたっては、企業業績、財務健全性、時価総額などを総合的に勘案して決定します。
- ③ 株式等の組入れは、原則として高位を保ちます。
- ④ 株式以外の資産の組入れ比率は通常の場合 50%以下とします。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引を行うことができます。
- ⑥ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

(ご参考)

親投資信託 しんきん世界好配当利回り株マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資を行うことにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目標とします。
- ② 運用指図に関する権限は、シュロダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
- ③ 株式の銘柄選定にあたっては、銘柄毎の配当利回り・増配期待・流動性に着目しつつ、企業のファンダメンタル分析も勘案して行います。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑥ 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合には、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

(ご参考)

親投資信託 しんきん国内債券マザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第15条の規定に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。
- ② 投資対象とする公社債は、組入段階においていずれかの信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付けを取得しているものとします。
- ③ 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組入れることがあります。
- ④ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- ⑤ 公社債の組入れ比率については原則として高位を保ちます。
- ⑥ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。

(ご参考)

親投資信託 しんきん欧州ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として欧州各国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

EMU（欧州経済通貨同盟）参加国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてEMU参加国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- ② FTSE EMU国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- ④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ご参考)

親投資信託 しんきん米国ソブリン債マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として米国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の国債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の国債、政府機関債および国際機関債に投資します。
- ② FTSE 米国国債インデックス（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとします。
- ③ 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築を図ります。
- ④ 外貨建資産の組入比率については原則として高位を保ちます。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ご参考)

親投資信託
しんきん高格付外国債券マザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本、米国、EMU（欧州経済通貨同盟）参加国を除く世界各国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本、米国、EMU（欧州経済通貨同盟）参加国を除く世界各国の国債、政府機関債、地方債および国際機関債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資対象とする公社債は、組入時において、信用格付業者であるムーディーズ社またはスタンダード&プアーズ社のいずれかから AA 格以上の信用格付けを取得しているものとします。
- ② 国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し決定します。
- ③ 各国のマクロ経済等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、債券ポートフォリオの構築を図ります。
- ④ 外貨建資産の組入れ比率については、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ご参考)

親投資信託 しんきんJリートマザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

② 運用にあたっては、「東証REIT指数（配当込み）」をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指して運用を行います。

③ 不動産投資信託証券の銘柄の選定にあたっては、主に次の項目に着目して行うことを基本とします。

1) 財務分析

不動産投資信託証券の財務内容を分析し、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

2) 収益性分析

不動産投資信託証券の収益性および予想配当利回りの水準を分析します。

3) 流動性・価格分析

不動産投資信託証券の流動性（時価総額・売買代金など）や価格水準の側面から分析します。

④ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。

③ 株式への投資は行いません。

④ 外貨建資産への投資は行いません。

(ご参考)

親投資信託 しんきんグローバルリートマザーファンド

運用の基本方針

投資信託約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託証券に投資し、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 運用指図に関する権限は、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における時価の構成割合が 30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券へ S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、ヘッジなし・円ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ③ 原則として、株式への投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

